

第1次

みやこ

京のみどり推進プラン

(「京都市緑の基本計画」実施計画)

平成23年5月

京 都 市

みやこ 「京のみどり推進プラン」の策定に当たって



『春はあけぼの やうやう白くなりゆく 山ぎはすこしあかりて…』。清少納言がしたためたこの美しい記述は、一説によると東山の眺めを描いたものといわれています。東山をはじめとする三山の緑は、長きにわたり京都の人々に育まれてきました。私たちは、今でも春になると千年も前に描かれた光景や作者の想いを感じることができます。

「山紫水明」と称えられる京都には、三山の緑、鴨川や桂川などの河川、神社仏閣等に残る巨樹名木、日本庭園など、悠久の歴史のなかで、様々な文化と結びつきながら、人々に大切に育まれてきた緑が数多く残っています。

また、まちなかには、四季折々の表情を見せる美しい街路樹、憩いの場となっている公園、まちかどの花壇など、暮らしを彩る緑があり、これらは、人々の心に潤いと安らぎを与えるだけでなく、防災上も重要な機能を果たしています。

本市では、これらのかげがえのない緑を守り、育て、つくり、つなげていくため、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」の緑分野の計画として、平成22年3月に「京都市緑の基本計画」を策定しました。そして、緑の基本計画に掲げた施策を確実に推進するため策定したのが、この「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」です。

本プランでは、人々が感じる“緑の豊かさ（緑に対する満足度）”を向上させるため、目に見える範囲の緑の割合を計測・評価する「緑視率」等を取り入れながら、今後5年間の目標や実施する事業をまとめています。

本市では、本プランに基づき、市民の皆様とともに、まちなかから見える三山や、まちかどの花や緑など、目に見える緑の保全と充実に努め、緑の豊かさを実感できるまちづくりを全力で進めて参ります。

未来の京都を花と緑でいっぱいにして「京都に住んでよかった」「日本に京都があってよかった」と、皆が実感できるよう、私たちが世界に誇る「京都力」を結集し、共に力を合わせて参りましょう！

平成23年5月

京都市長 門川 大作



第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン（本編）

～ 目 次 ～

第1章 「京（みやこ）のみどり推進プラン」の概要・・・・・・・・・・ 1

- 1-1 「京（みやこ）のみどり推進プラン」策定の趣旨と目的・・・・・・・・ 1
- 1-2 推進プランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 推進プランの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 推進プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 2-1 推進プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 達成状況及び進捗状況の確認と成果指標・・・・・・・・ 3
- 2-3 “緑の量”に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-4 “緑の質”に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 推進プランで実施する事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- 3-1 第1次推進プランで実施する事業の件数・・・・・・・・ 8
- 3-2 第1次推進プランで実施する事業の概要・・・・・・・・ 11

第4章 推進プランの進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- 4-1 進行管理の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 4-2 点検方法・点検内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4-3 進行管理のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4-4 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

資料編（緑視率調査の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・ 51



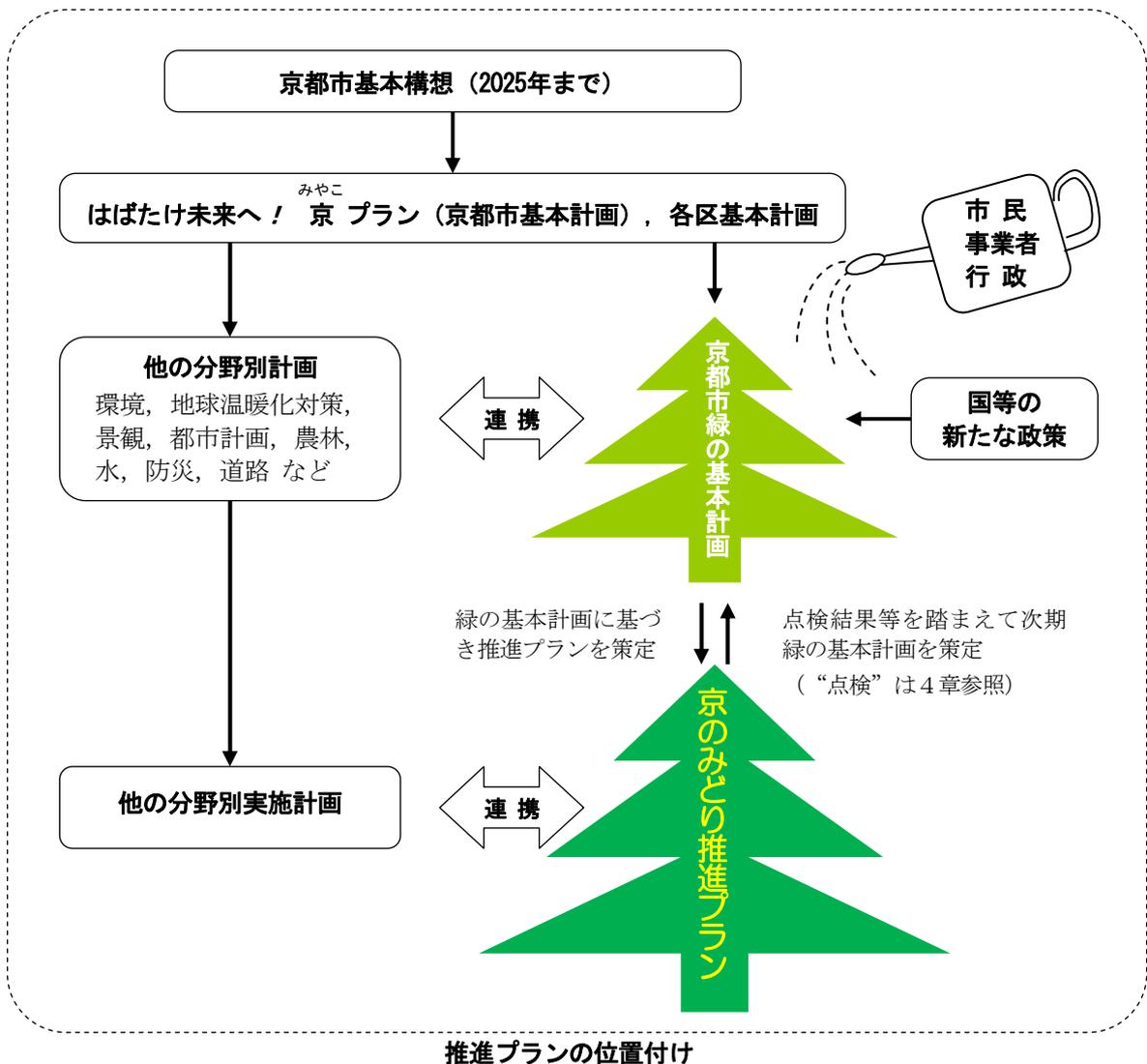
第1章 「京（みやこ）のみどり推進プラン」の概要

1-1 「京（みやこ）のみどり推進プラン」策定の趣旨と目的

京都市では、平成22年から平成37年までの16年間の計画期間とする“新たな「京都市緑の基本計画」”（以下「緑の基本計画」という。）を平成22年3月に策定しました。

「京（みやこ）のみどり推進プラン」（以下「推進プラン」という。）は、「緑の基本計画」の計画期間が長期にわたることから、「緑の基本計画」に掲げられた具体的施策を着実に推進するため、計画期間を3つに区分し、5年間の中期的な展望から当該期間の緑の保全と創出に係る事業等をまとめるもので、今回はその第1次となるプランを策定するものです。

今後、緑の保全・創出・育成に係る事業は、本プランに基づいて、市民、事業者及び本市関係各局等が連携して事業を推進することにより、「緑の基本計画」の理念と目標の実現を目指すとともに、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、生物多様性の確保、景観対策などについても寄与していくことで、「環境モデル都市・京都」にふさわしい緑豊かなまちの実現を目指していきます。





1-2 推進プランの計画期間

推進プランは、平成23年度を初年度として、5年間で計画期間に設定し、「緑の基本計画」の計画期間内（平成22年から平成37年）に2回改訂する予定です。

○「推進プラン」の計画期間

名 称	計画期間
第1次 京のみどり推進プラン	平成23年度～平成27年度（5年間）
第2次 //	平成28年度～平成32年度（5年間）
第3次 //	平成33年度～平成37年度（5年間）

※平成22年度は、推進プランの検討年のため、計画期間に含んでいない

1-3 推進プランの対象

推進プランの対象は、「緑の基本計画」で設定した52の具体的施策を推進するための事業（緑の保全、創出、育成に係る事業）です。**第1次推進プランは、平成23年度～平成27年度に実施する予定の事業（実施中の事業含む）を対象としています。**

なお、推進プランの対象事業（推進プランに掲載されている事業）は、毎年、当該事業の進捗状況等の点検（※）を行い、必要に応じて事業内容の見直しや、新たな事業の追加等を行います。

（※“点検”は「第4章 推進プランの進行管理」参照）

○「緑の基本計画」について

◆「緑の基本計画」とは…

「緑の基本計画」は、市町村が、緑を守り、育て、つくり、つないでいくために実施する施策（取組や活動など）を、総合的かつ計画的にとりまとめたものです（都市緑地法第4条に基づく法定計画）。

◆「緑の基本計画」が対象とする“緑”とは…

「緑の基本計画」が対象とする“緑”は、樹木や草花などの植物だけでなく、市街地及び市街地周辺部の“緑”・“花”・“水”を含む空間（公有地、民有地を問わない）を広く“緑”として扱います。

具体的には

公園、街路樹（道路の緑）、公共施設の緑、学校の緑、三山など市街地周辺の山々、河川や水辺の緑、市街地内の樹林、里地や里山、市街地及び市街地周辺の農地、生垣など住宅地の緑、工場や事業所の緑、駅前・繁華街・観光施設の緑、社寺境内地の緑や日本庭園などが対象となります。



第2章 推進プランの目標

2-1 推進プランの目標

都市の緑は、「都市環境の維持・改善」「生物の生息・生育空間の保全」「健康づくり・レクリエーション・精神的な充足」「都市の防災」「都市景観の向上」などの機能を持っています。

このような多様な緑の機能に配慮しながら、「緑の基本計画」の理念と目標を実現するためには、**緑の量的な拡大だけでなく、質的にも充実を図り、市民の緑に対する満足度を高めていくことが重要です。**そこで、推進プランでは、本市全体の緑のあり方に係る目標と、計画期間中に実施する事業の目標を区分して考え、**本市全体の緑のあり方に係る目標については、“緑の量”と“緑の質”の2つの視点から目標を設定します。**

なお、計画期間中に実施する事業の目標は、各事業別に適切な目標を設定します。

○緑の機能（「緑の基本計画」から抜粋）

緑の機能別区分	機能の内容
都市環境の維持・改善，生物の生息・生育環境の保全	CO ₂ の吸収 温度や湿度の緩和作用 汚染物質の吸着除去，木陰の提供 生物の生息・生育空間の確保
健康づくり・レクリエーション・精神的な充足	散歩やジョギングの場所の提供 子ども達や高齢者に遊びやくつろぎ空間の提供 潤いのある緑の提供
都市の防災	緑地としての空間の提供 樹木による防火力の向上 雨水浸透面の確保
都市景観の向上	都市景観の構成 街路樹，ビル・町家の緑による風景の統一

2-2 達成状況の確認と成果指標

目標の達成状況は、成果指標を用いて確認します。

なお、成果指標は、**本市全体の緑のあり方に係る目標の成果指標を“総合指標”**、**個別事業の成果指標を“個別指標”**として位置付け、総合指標は「緑の基本計画」の目標の中に掲げられている指標を採用し、個別指標は、各事業の目標と併せて適切な指標を設定します。

また、“総合指標”は、推進プランの計画期間を総括して達成状況を確認し（総括点検※）、個別指標は毎年実施する点検（定期点検※）により事業の進捗状況を確認します。

（※“総括点検”及び“定期点検”は「第4章 推進プランの進行管理」参照）

○成果指標の区分と内容

指標の区分	指標の内容	指標の設定方法	達成状況等の確認※2
総合指標	本市全体の緑のあり方に係る指標	「緑の基本計画」の目標に掲げられているものを設定（緑被率，緑視率，一人当たり公園面積 など）	総括点検で確認（5年に1回実施）
個別指標※1	各事業の進捗状況を確認するための指標	事業別に適切なものを設定（植樹本数，緑化延長など事業ごとに異なる）	定期点検で確認（毎年度実施）

※1：各事業の個別指標は「第3章 推進プランで展開する事業」参照

※2：達成状況の確認は「第4章 推進プランの進行管理」参照



2-3 “緑の量”に関する目標

“緑の量”に関する目標は、本市全体の緑の確保量の目安とする目標です。
 なお、目標の達成状況は、総括点検時に、以下に示す指標の量的な確保状況を確認します。

(1) 緑被率及び緑視率

市街地及び市域の緑の量の確保については、緑被率と緑視率を指標として、それぞれについて、以下のとおり目標を設定します。

○第1次推進プランにおける“緑被率”及び“緑視率”の目標

項目	指標 (総合指標)	H21年度末の実績	第1次推進プランの 目標 (H27末)	緑の基本計画の 目標 (H37末)
市街地の緑の創出	緑被率	35%	36%	37%
市域の緑量の向上	緑被率	83%	更なる向上を目指す	更なる向上を目指す
人々がまちなかで 目にする緑の創出	緑視率 (※1)	10%未満の計測 地点13箇所(※2)	市内の緑視率10%以上 の確保を目指す	— (※3)

※1：緑視率の内容や目標等の詳細は「資料編」参照

※2：緑視率の実績は平成22年度のもの（調査地点総数：37箇所）

※3：H37末の緑視率の目標は、第1次推進プランの総括点検（H26）の結果（達成状況）を踏まえて設定する
 （第2次推進プラン策定時に設定）

(2) 公園整備（1人当たり公園面積）

公園整備の目標は、1人当たり公園面積を指標として、以下のとおり設定します。

なお、第1次推進プランの計画期間中は、市民の身近なレクリエーション及び健康づくりや安心・安全なまちづくりを進めていく観点から、区画整理事業による用地確保や市有地の有効活用、市民との協働による借地などにより身近な公園の整備を進めます。また、都市計画公園については、災害時に活動拠点や避難場所になるなど、都市の防災上、重要な役割を有しているため、着実に整備を進めるとともに、長期間未整備の箇所については、変更を含め計画の見直しを行います。さらに、公的なオープンスペースは、都市公園と同等の機能を有する場所であることから、都市公園と同様に大切な緑と考え、それらを守り、活用することにより、実質的な緑の確保に努めていきます。

○第1次推進プランにおける公園整備の目標

項目	指標 (総合指標)	H21年度末の実績	第1次推進プランの 目標 (H27末)	緑の基本計画の 目標 (H37末)
都市公園等の確保 量 (※4)	1人当たり 公園面積	4.69m ² /人	5.35m ² /人(※5)	10m ² /人

※4：「都市公園等」⇒ここでは、都市公園及び都市公園に類する公的なオープンスペース（都市公園に準ずる機能を持つもの）の総称とする。

※5：第1次推進プランでは“都市公園等”の確保量を目標とする（「H21年度末の実績」「緑の基本計画の目標（H37末）」は“都市公園”の確保量）



2-4 “緑の質”に関する目標（緑の質を高めるための行動目標）

“緑の質”に関する目標は、緑が持つ多様な機能に配慮しながら、市民の緑に対する満足度を向上させるため、**数値で示すことが困難な事項（※）の目指すべき方向性を示すものです。**

推進プランに位置付ける事業は、本目標に掲げられている事項を特に配慮しながら事業を推進する（目標達成に向けて行動する）ことで、本市の緑の質を高めていきます。

なお、目標の達成状況は、総括点検時に、アンケート調査などを実施して把握します。

※数値で示すことが困難な事項（推進プランにおける“緑の質”の定義）

例えば、緑を増やす時に“誰が植えるか”“何を植えるか”“どこに植えるか”“どのように植えるか”など、緑被率や緑視率（数値）で表すのが困難な事項のこと。

（1）目標の設定方法等

緑の質に関する目標は、「緑の基本計画」の“柱となる施策(※1)”から、“緑の質”に関係すると思われるキーワードを抽出、整理して、目標としてとりまとめました。

基本方針	“柱となる施策”と着目点（太字部分）	目標設定に係るキーワード	場所(※2)
(1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市域産木材の活用の推進（森林の育成を図り、市域産木材の需要を高める） ・農林業の担い手の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・育成 ・次世代の担い手の育成 	緑の輪 緑の縁
(2) 市街地の緑の保全、創出、活用	<ul style="list-style-type: none"> ・巨樹名木の保全 ・景観法に基づく景観重要樹木の指定 ・借地型公園の整備 ・公共公益施設の緑化の義務化 ・緑化助成の推進 ・市民・事業者との協働による民有地緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・巨樹名木の保全 ・景観上重要な樹木の保全 ・協働による緑化推進 	緑の芯 緑の核
(3) 水と緑のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の緑の充実・ネットワークの形成 ・まちづくりに寄与する水のネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の連続性の確保 ・水流の復活・保全 	緑の軸
(4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のリサイクルの推進 ・庭園文化の普及・継承 ・木造建築物の建設の推進 ・花と緑豊かな空間づくり ・未来の緑を守り・育む子供たちへの環境教育や自然体験学習の推進 ・緑のボランティアリーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・造園技術・園芸技術等の普及・継承 ・花のまちづくりの推進 ・環境教育・自然体験の推進 ・次世代の担い手の育成 	緑の輪 緑の縁 緑の芯 緑の軸 緑の核

※1:「緑の基本計画」の計画期間中に先導的、重点的に取り組むべき施策

※2:「緑の基本計画」の配置方針に位置付けた緑の位置や特性等に基づく区分名称（p7「緑の配置方針図」参照）

○目標設定の視点（キーワードの総括）

- ・「緑の輪」「緑の縁」となる緑の保全と、緑を守り育てる人の育成
- ・市街地（緑の芯、核）の巨樹名木等の保全、住民等との協働による緑化推進
- ・緑と水の連続性の確保
- ・花のまちづくりの推進
- ・本市の伝統、文化を活かした緑化の推進
- ・環境教育、自然体験学習等の推進による次世代の担い手の育成



キーワード（総括）を“緑を守る”“緑を育てる”“緑をつくる”“緑をつなぐ”という視点(※)で再整理
 (※「緑の基本計画」の基本理念に掲げられている視点)



～ 第1次推進プランにおける“緑の質”に関する目標 ～
 (緑の質を高めるための行動目標)

●緑を守る，緑を育てる

本市の歴史的景観の礎となっている三山の緑，CO₂の吸収源，水源涵養，生物生息空間となっている市街地を囲む緑，神社仏閣等に残る巨樹名木など，本市を形作り，特徴づけている緑（京都らしい緑）は，次世代に継承すべき貴重な資産です。こうした緑を守り育てていくため，以下の行動目標を定めます。

⇒ 目標1：本市を特徴づける緑（京都らしい緑）の保全と次世代を担う人々の育成

●緑をつくる

京都の緑は，日本庭園，お茶，お花などの伝統文化と結びつき，緑を大切に思う人々に支えられながら，今日まで育まれてきました。京都が培ってきた緑の文化や技術，人々の緑に対する思いなどをまちづくりに活かすため，以下の行動目標を定めます。

⇒ 目標2：市民・事業者・行政等の協働による花のまちづくりの推進

●緑をつなぐ

緑のネットワークの形成は，ヒートアイランドの緩和，生物多様性の確保，美しい都市景観の創出，災害時の避難路の強化など，都市に様々な効果をもたらします。緑の連続性を確保し，緑のネットワークを形成していくため，以下の行動目標を定めます。

⇒ 目標3：緑の連続性の確保

(2) “緑の質”を高めるための行動内容

緑の質を高めるため，具体的な行動内容を以下のとおり設定します。

○第1次推進プランにおける“緑の質”を高めるための行動内容

視 点	目 標	行 動 内 容
緑を守る 緑を育てる	本市を特徴づける緑（京都らしい緑）の保全と次世代を担う人々の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・三山などの緑（緑の縁）を守り，育てる。 ・市街地を囲む緑（緑の輪）を守り，育てる。 ・地域のシンボルとなる大きな樹木を守る。樹木をできるだけ大きく育てる。 ・環境教育，自然体験学習等を積極的に推進し，次世代を担う人々を育てていく。
緑をつくる	市民・事業者・行政等の協働による花のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者，行政等が協働でまちなかに花を増やす。 ・小路やまちなかにおいて，園芸技術などを活かした緑化を推進する。
緑をつなぐ	緑の連続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川の緑（緑の軸）を充実させる。 ・建物の外周部等を緑化して緑の連続性を確保する。



＜＜ “緑の質” に関する目標の展開イメージ ＞＞



三山などの緑（緑の縁）や、市街地を囲む緑（緑の輪）を守り、育てる

＜＜ 緑を守る， 緑を育てる ＞＞



地域のシンボルとなる大きな樹木を守る
樹木をできるだけ大きく育てる



環境教育，自然体験学習等を積極的に推進し，次世代を担う人々を育てていく



緑の配置方針図（「緑の基本計画」から抜粋）

＜＜ 緑をつくる ＞＞



市民や事業者，行政等が協働で
まちなかに花を増やす



小路やまちなかにおいて，
園芸技術などを活かした緑化を推進する

＜＜ 緑をつなぐ ＞＞



道路や河川の緑（緑の軸）を充実させる



建物の外周部等を緑化して緑の連続性を確保する



第3章 推進プランで実施する事業

3-1 第1次推進プランで実施する事業の件数

第1次推進プランでは、前述の目標を達成するため、「緑の基本計画」に位置付けた52の具体的施策に係る102件（※1）の事業を実施します。

なお、実施する事業は、点検結果（※2）等に基づき、必要に応じて追加していきます。

※1：複数の施策にまたがる事業を重複して計上した場合は114件

※2：“点検”は「第4章 推進プランの進行管理」参照

<以下の表の凡例>

- ・ **基本方針、基本施策、施策番号、具体的施策**：「緑の基本計画」に位置付けている事項
- ・ **“緑の量”に関する目標の達成に資する施策**
 - ①：市街地の緑の創出（市街地の緑被率の維持・向上に資する施策）
 - ②：市域の緑量の向上（市域の緑被率の維持・向上に資する施策）
 - ③：人々がまちなかで目にする緑の創出（緑視率の維持・向上に資する施策）
 - ④：都市公園の整備（一人当たり公園面積の向上に資する施策）
 - ：直接的に“緑の量”の維持・向上に資する施策
 - △：間接的に“緑の量”の維持・向上に資する施策
- ・ **事業件数**：第1次推進プランで実施する事業の件数
（複数の施策にまたがる事業を重複して計上した件数を記載（計111件））

○緑地の保全及び緑化の推進のための施策と第1次推進プランで展開する事業の件数

基本方針	基本施策	施策番号	具体的施策	“緑の量”の目標の達成に資する施策				事業件数
				①	②	③	④	
周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント	(1) 自然環境や景観の保全	1	地域制緑地の保全	○	○	○		2
		2	地域制緑地の利活用の推進	○	○	○		1
		3	里地・里山の保全・再生	○	○	○		5
	(2) 農林業の振興	4	市域産木材の活用の推進		△	△		2
		5	農林業の担い手の育成	△	△	△		1
		6	農林地の持つ多面的機能の活用	○	○	△		1
市街地の緑の保全、創出、活用	(3) 農地の保全と活用	7	生産緑地地区制度の維持	○	○	△		1
		8	農地の有効活用	○	○	△		1
	(4) 社寺境内地等の民有緑地の保全	9	巨樹名木の保全	○	○	○		1
		10	景観重要樹木の指定	○	○	○		1
		11	記念物の指定・登録による保護	○	○	○		1
		12	緑地・庭園等の保全	○	○	○		1



基本方針	基本施策	施策番号	具体的施策	“緑の量”の目標の達成に資する施策				事業件数
				①	②	③	④	
市街地の緑の保全，創出，活用	(5)公園等の整備	13	街区公園等の身近な公園の整備	○	○	○	○	1
		14	借地型公園の整備	○	○	○	○	1
		15	公園の再整備の推進	○	○	○	○	1
		16	大規模公園，その他特色ある公園等の整備	○	○	○	○	1
		17	公園の維持管理の充実	○	○	○	△	1
		18	公園の多様な利活用の促進	△	△	△	△	5
	(6)道路の緑の整備	19	新設・再整備道路における緑の整備	○	○	○		2
		20	駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	○	○	○		1
		21	景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理	○	○	○		2
		22	街路樹の良好な生育の確保	○	○	○		1
	(7)その他公共公益施設の緑化の推進	23	学校緑化の推進	○	○	○		4
		24	公共公益施設の緑化の義務化	○	○	○		5
(8)民有地緑化の推進	25	緑化助成の推進	○	○	○		3	
	26	市民・事業者との協働による民有地緑化の推進	○	○	○		3	
水と緑のネットワークづくり	(9)道路の緑のネットワーク	27	道路の緑の充実・ネットワークの形成	○	○	○		1
	(10)水辺の保全，創出，活用	28	多自然川づくり	○	○	○		1
		29	親水性のある川づくり	○	○	○		1
		30	水のネットワークの形成	○	○	○		1
(11)地表面被覆の改善	31	市街地における雨水浸透の推進	○	○	○		1	
市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	(12)地球環境に資する取組の推進	32	森林バイオマスの活用の推進		△	△		1
		33	緑のリサイクルの推進	△	△	△	△	2
		34	地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用	△	△	△		1
		35	生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進	△	△	△	△	3



基本方針	基本施策	施策番号	具体的施策	“緑の量”の目標の達成に資する施策				事業件数
				①	②	③	④	
市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	(13) 緑の文化の継承	36	庭園文化の普及・継承	△	△			2
		37	国内外に向けた緑に関する情報発信, 文化交流	△	△	△	△	2
		38	世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	△	△	△	△	3
		39	木造建築物の建設の推進		△	△		6
		40	京野菜の振興	△	△	△		1
	(14) 緑化推進啓発活動の展開	41	緑地協定の締結の推進	○	○	○		1
		42	オープンガーデンの促進	○	○	○		1
		43	花と緑豊かな空間づくり	○	○	○		16
		44	区の花と木の選定	△	△	△	△	1
		45	情報媒体の活用等による緑化啓発	△	△	△	△	1
		46	緑化イベント・講習会の開催	△	△	△	△	2
		47	環境教育や自然体験学習の推進	△	△	△	△	5
	(15) 顕彰制度の充実	48	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	△	△	△	△	1
	(16) 推進体制の整備	49	緑化・公園管理基金の拡充	△	△	△	△	1
		50	公園緑地審議会（仮称）の設置・運営	△	△	△	△	1
	(17) 人材の育成	51	緑のボランティアリーダーの育成	△	△	△	△	1
		52	ボランティアとの連携や活動に対する支援	△	△	△	△	7



3-2 第1次推進プランで実施する事業の概要

第1次推進プランで展開していく102件の事業の概要等は以下のとおりです。
 なお、各事業の成果指標は、推進プランの**定期点検における個別指標**となります。

<以下に示す施策と事業の概要等の凡例>

- ・ **□ 内の文章**：各施策の内容（「緑の基本計画」に記載されている内容と同じもの）
- ・ **事業番号**：事業を整理、識別するための番号
 （2つ以上の施策に該当する事業は、複数の番号を付与）
- ・ **事業名**：事業の名称（**新規事業は、事業番号と事業名を太字で表記**）
- ・ **事業概要**：本事業の概要
 [2つ以上の施策に該当する事業で、当該事業の概要を施策別書き分け
 必要があるものは、同じ事業番号でも異なる内容を記述]
- ・ **事業所管**：事業を所管する局・区・支所名
- ・ **成果指標**：各事業の成果指標（**個別指標**）
- ・ **H21現況 H27目標**：各事業の平成21年度末の現況及び平成27年度末の目標
 [現況は、平成22年度末が未確定のため平成21年度末の現況を記載
 なお、成果指標や目標が設定されていない場合、未定の場合、平成21年
 度末現況が不明の場合は“－”と表記]
- ・ **行動主体**：民＝市民 事＝企業等 N＝NPO,NGO等 行＝行政
- ・ **柱となる施策**：「緑の基本計画」の計画期間中（H22～H37）に先導的、重点的に取り組むべき施策

（1）基本施策：自然環境や景観の保全

●施策番号1：地域制緑地の保全

地域制緑地については、都市緑地法や古都保存法等に基づく地域地区の拡大を視野に入れつつ、関係法令による規制等により良好な自然環境や景観の保全を図る。また、法令による土地所有者から土地の買い入れの申出があった場合は、対応をしていく。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	行動主体				
				上：成果指標				
				中：H21現況	下：H27目標	民	事	N
1-1	古都保存事業	「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき指定された「歴史的風土特別保存地区」において、原則として現状変更行為を禁止するなど歴史的風土の保存に努める。	都市計画局	—				
				—				○
				—				
1-2	緑地保全事業	都市緑地法等に基づき指定された「特別緑地保全地区」、「近郊緑地特別保全地区」において、原則として現状変更行為を禁止するなど緑地の保全に努める。	都市計画局	—				
				—				○
				—				



●施策番号2：地域制緑地の利活用の推進

特別緑地保全地区等において買い入れた土地をはじめ、行政で管理している地域制緑地について、危険木の除去、除草、病害虫防除等の維持管理作業の充実に努めるとともに、遊歩道の設置や公園的整備を行って市民が緑に親しめるようにする。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
2-1	「歴史的風土特別保存地区」「特別緑地保全地区」における施設整備・維持管理	「歴史的風土特別保存地区」及び「特別緑地保全地区」内の本市所有地において、良好な自然環境や景観の保全の形成に寄与するよう適切な整備、維持管理を行う。	都市計画局	—	—	—	—	○	○	○	○

●施策番号3：里地・里山の保全・再生

京都の多様な里地・里山の緑について、ボランティアとの連携を図りながら、地域特性や景観的な視点に配慮して保全・再生する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
3-1	合併記念の森創設事業	「合併記念の森全体構想」に基づき、企業、大学、NPO法人や市民の参画による森づくりを行うとともに、豊かな自然景観を生かした観光名所を創設する。また、野外活動や学習の場として市民に提供する。	産業観光局	整備面積	0ha	120ha	○	○	○	○	
3-2	京都伝統文化の森推進事業	東山の景観や自然環境の保全上重要な位置にある東山風景林(国有林約190ha)の活用モデルとして、寺社や市民及び法人の参画による森林の保全・整備等を行う。	産業観光局 東山区役所	森林整備活動区域面積	89ha	190ha	○	○	○	○	
3-3	四季・彩りの森復活プロジェクト(三山森林景観保全・再生ガイドラインの策定及び取組)	三山のあるべき森林景観づくりを進めていくための指針として、「三山森林景観保全・再生ガイドライン」を策定し、市民や事業者と行政が一体となって、指針に基づく取組を進めることにより、まちと共生する森の再生、さらには、木の文化を大切にするまちづくりの実現を目指す。	産業観光局 都市計画局	森林整備面積	0ha	17.5ha	○	○	○	○	



事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況	民	事	N	行
				下:H27目標				
3-4	大岩街道周辺 地域の良好な 環境づくりの推 進	大岩街道周辺地域をはじめとする深草地域の環境問題に関心のある市民やNPO、学生等との共働による不法投棄根絶活動を継続的に実施し、また市民が気軽に散策を楽しむことができる美しい里山の保全・再生に向け、散策路の整備等を行う。なお、事業の実施に当たっては、平成21年度に設立した「ふかくさ自然環境再生ネットワーク推進委員会」を核に活動を行う。	伏見区役所 (深草支所)	事業への参加 人数	○		○	○
				延べ500人				
				延べ約1,700人				
3-5	静原地域のま ちづくり	静原地域は、里山の原風景を残す自然豊かな地域であり、かつ、歴史と文化に彩られた魅力ある地域である。 この静原地域において、住民が主体となった「魅力あふれるまちづくり」に取り組む。	左京区役所	地域での自主 的な協議体設 立	○			○
				—				
				1団体				



(2) 基本施策：農林業の振興

●施策番号4：市域産木材の活用の推進（柱となる施策）

健全な森林を育成し、CO₂の吸収源、水源涵養機能等の森林の持つ多面的機能の増進を図るため、作業道網の整備等による森林生産基盤を充実させるとともに、市域産木材の需要拡大を促進する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体			
				中：H21現況				民	事	N	行
				下：H27目標							
4-1	木材需要活性化対策(京の山 杣人工房事業)	木の地産地消運動を展開していくため、地域材を利用したワンルームリフォームのモデル施設を拠点とした普及活動を実施する。また、市民等を対象とした市内産木材の供給対策を行う。	産業観光局	工房訪問者数				○	○		○
				7,997人							
				16,500人							
4-2 32-2	森の力活性・利 用対策	地球温暖化防止森林吸収源として、間伐の遅れた森林を適正に整備し、発生する伐倒木等の未利用資源の有効活用を図る。	産業観光局	本事業による間伐実施面積(累計)				○			
				539.2ha							
				—							

●施策番号5：農林業の担い手の育成（柱となる施策）

緑の持つ多面的機能の増進を図るため、健全な農地、森林を育成し、農林業の担い手の育成・確保を促進する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体			
				中：H21現況				民	事	N	行
				下：H27目標							
5-1	担い手育成支 援事業	農業再生協議会と連携し、経営相談に応じるとともに、農地の流動化の推進など、効率的・安定的な農業経営体を育成する。また、農業後継者の組織が行う活動を支援する。	産業観光局	認定農業者数				○			○
				168人							
				210人							



●施策番号6：農林地の持つ多面的機能の活用

農林地を緑の空間や防災空間として保全するとともに，地域・学校での自然体験学習や生涯学習の場として，また，観光客が自然体験できる新たな観光資源として，地域おこしに寄与するよう，農林地を多面的に活用する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標					
				中:H21現況					
				下:H27目標					
				民	事	N	行		
6-1	農地・水・環境 保全向上対策 事業	農業生産活動及び農地・農業用施設の持つ多面的機能の適切な発現のため，地域ぐるみで取り組む農地・水路などの農業生産基盤と生産環境を守る共同活動及び環境との共生を重視した先進的な営農活動に対して支援する。	産業観光局	—	—	—	—	○	○
				—	—	—	—	○	○



(3) 基本施策：農地の保全と活用

●施策番号7：生産緑地地区制度の維持

市街化区域の優良農地については、生産緑地地区制度を維持し、計画的な保全を図る。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
7-1	生産緑地振興 対策	生産緑地における農業振興を図るため、共同利用機械・施設等の導入を支援する。	産業観光局	—					○		○
				—							
				—							

●施策番号8：農地の有効活用

優良農地については、京野菜園等の様々な市民農園や観光農園の整備等により、有効活用を図る。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
8-1	農とふれあう総合体験型市民農園整備事業	市民が参加できる環境にやさしい都市型農業を振興するため、地域(農家)主導の市民農園モデルとなる総合体験型市民農園を整備する。	産業観光局	市民農園區画数					○		○
				3,825区画							
				4,400区画							



●施策番号12：緑地・庭園等の保全

市街地の貴重な民有地の緑や庭園等は，周辺の立地条件や相続等により，その維持が困難な場合が多いため，公有化やトラストによる保有等や市民等との協働による庭園等の維持管理方策を検討する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
12-1 36-2	緑地・庭園等の 保全に係る情 報提供	市街地に存在する文化財以外の貴重な庭園 等を維持・保全するため，京都市内の大学と 連携して市内に存在する歴史的・文化的遺 産の調査の結果をまとめて関係部局に提供 する。	文化市民局	情報提供の有 無							○
				—							
				情報の提供							



(5) 基本施策：公園等の整備

●施策番号13：街区公園等の身近な公園の整備

市民の身近なレクリエーションの場の確保や、安心・安全なまちづくりを進めていく観点などから、街区公園やちびっこひろば等の地域の身近な公園を、歩いて行ける範囲に整備していく。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討する。なお、公園名については、近隣の市民により一層愛着を持ってもらえるよう、周辺地域の意見を踏まえながら検討していく。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				
				中:H21現況				
				下:H27目標				
				民	事	N	行	
13-1	街区公園等の身近な公園の整備	市民の身近なレクリエーション及び健康づくり場の確保や、安心・安全なまちづくりを進めていく観点などから、街区公園等の地域の身近な公園を歩いて行ける範囲に整備していく。	建設局	市民1人当たりの公園面積				
				4.69㎡/人				
				5.35㎡/人				
							○	

●施策番号14：借地型公園の整備（柱となる施策）

身近な公園等の整備に当たっては、買収を伴わず柔軟に用地確保ができ、さらに、予算負担の軽減も図れる借地型による公園の整備を積極的に推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				
				中:H21現況				
				下:H27目標				
				民	事	N	行	
14-1	借地型公園の整備	近年、少子高齢化や郊外型店舗の進出等の社会状況の変化により、都心部の空洞化が起こっている。そのため、事業者が保有する遊休地を暫定的な活用として簡易的な時間貸駐車場(いわゆるコイン駐車場等)に整備することが散見される。そこで、地価が高い都心部の緑化を推進する上で、これらの遊休地等を対象として、新たに民有地を借地した公園整備を進める。この借地公園は、「木陰の憩い」をコンセプトに、多種多様の樹木を植えることにより、都心部における市民の貴重な憩いの場を創出する。	建設局	事業進捗状況				
				0箇所				
				計画・設計策定、モデル公園整備				
							○	



●施策番号15：公園の再整備の推進

整備後長期間が経過した公園については、施設が老朽化していることや、周辺地域のニーズに合わなくなるなど、利用しにくくなっているため、地域の声を聞きながら、公園の再整備を計画的に推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体				
				中:H21現況				民	事	N	行	
				下:H27目標								
15-1	公園の再整備の推進	老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、健康づくりや地域の活性化につながるよう、地域のニーズを踏まえながら再整備を進める。	建設局	再整備公園箇所数								○
				14箇所								
				24箇所								

●施策番号16：大規模公園、その他特色ある公園等の整備

京都の三方の山々等の自然や歴史的資源を活かした特色ある公園の整備を推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体				
				中:H21現況				民	事	N	行	
				下:H27目標								
16-1	大規模公園、その他特色のある公園等の整備	防災、スポーツ、憩い等の多機能を有する宝が池公園や朱雀の庭、いのちの森、水族館、鉄道博物館等の様々な施設を備えた梅小路公園、歴史的資源を活かした淀城跡公園、グラウンドゴルフコースを設置した水垂運動公園の整備等、特色ある公園の整備を推進する。	建設局	市民1人当たりの公園面積								○
				4.69㎡/人								
				5.35㎡/人								



●施策番号17：公園の維持管理の充実

公園の機能の維持・向上を図るとともに、安心・安全な空間とするために、既存の公園樹木や施設等の維持管理を、市民との協働により強化していく。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体					
				中：H21現況		民	事	N	行		
				下：H27目標							
17-1	公園の維持管理	<p>本市の公園は、開園後相当の年月を経ているものが多く、公園施設の老朽化が著しいため、当面は老朽化したブランコを更新する一方で、公園施設長寿命化計画を策定し、施設の維持管理及び更新を行っていく。</p> <p>公園内の樹木について、美しい樹形の確保など、良好な維持管理を実施、継続していく。</p> <p>みどり管理事務所だけでなく、公園愛護協会を中心とした市民との連携を強化し、安心安全な公園の維持管理に努める。</p>	建設局	公園施設長寿命化計画 ブランコ更新基数 樹木の維持管理状態							
				遊具、施設等の目視点検を実施 ブランコ計47基更新 適切な維持管理を実施	○	○				○	
				公園施設長寿命化計画策定 ブランコ約60基更新 良好な維持管理の継続							



●施策番号18：公園の多様な利活用の促進

プレイパークの取組や、子どもからお年寄りまで多くの住民が公園での活動に主体的に関わることができる多種多様な公園の利活用を促進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
18-1	公園自然観察会	西京塾「地域コミュニケーション班(公園探研隊)」のメンバー等、地域との連携により、公園の樹木への手作りネームプレートの設置や紙芝居の披露等を行っていく。	西京区役所	開催回数					
				5回	○				○
				—					
18-2	青空健康づくりプログラム	梅小路公園等で、ウォーキング等、だれもが気軽にできる運動を中心とする健康増進プログラムを実施することにより、人々の健康、生活の質(QOL)の向上を目指す。	建設局	教室参加のべ人数	○	○			○
				—					
				750人					
18-3 47-3	自然遊びプログラムによる総合的な環境学習の推進	宝が池公園子どもの楽園プレイパーク等、子どもたちが自然とのふれあいを体感するとともに、3世代交流を通じて地域の自然環境及び歴史文化を学ぶ総合的な環境学習を推進する。	建設局	のべ参加人数					
				900人	○	○	○	○	
				1,500人					
18-4	身近なスポーツ環境の整備と市民の健康づくりの促進	運動公園等に軽い運動や健康づくりのための設備、器具などの設置に取り組む。	文化市民局 建設局	—					
				—					○
				—					
18-5	らくさいさくら祭における地域の魅力の発信	毎年小畑川中央公園で開催されている「らくさいさくら祭」において、洛西地域で活動するまちづくり団体や、福祉団体、行政関係機関等にブース出展を依頼し、祭りを盛り上げるとともに、来場者に洛西の自然やまちの魅力を発信する。	西京区役所 (洛西支所)	来場者数					
				約3万8千人	○	○	○	○	
				約6万人					



(6) 基本施策：道路の緑の整備

●施策番号19：新設・再整備道路における緑の整備

新設または再整備する道路には積極的に街路樹を整備するとともに、幹線道路等の既存道路にも街路樹等の緑の整備を推進する（「道路の森」づくり）。なお、街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと、中央分離帯においても原則行っていく。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体				
				中:H21現況					
				下:H27目標	民	事	N	行	
19-1	道路整備事業	道路の新設・再整備に併せて、緑の整備を推進する。	建設局	道路の新設・再整備に併せた緑地帯等の緑の整備路線数					○
				—					
				13路線					
19-2	土地区画整理事業	土地区画整理事業における都市計画道路等の新設、拡幅、再整備等に併せて、緑の整備を推進する。	建設局	土地区画整理事業による道路空間の整備率					○
				85%					
				89%					

●施策番号20：駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成

地域の顔となる駅前広場や交差点などに、市民や来訪者がくつろぐことができる緑地帯を整備するとともに、地域の顔にふさわしいシンボルとなる樹木を植栽する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体				
				中:H21現況					
				下:H27目標	民	事	N	行	
20-1	京都駅南口駅前広場整備事業	「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい機能や景観に配慮した駅前広場を整備し、周辺市街地との回遊性を含めた人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を推進する。	都市計画局	整備進捗状況					○
				—					
				—					



●施策番号21：景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理

中央分離帯や広い歩道が整備されている幹線道路等においては、沿線の景観や見通し景観との調和を図った街路樹景観の形成に努めるとともに、季節感に配慮した街路樹の維持管理を図る。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体				
				中：H21現況				民	事	N	行	
				下：H27目標								
21-1	紅葉高木の二段階剪定	街路樹の管理に当たり、イチヨウ、トウカエデ等の紅葉高木については、枝葉の量を紅葉前に約半分程度剪定し、紅葉後に残りを剪定する「二段階剪定」を実施し、楽しく歩ける「まちなみ景観」づくりを目指す。	建設局	二段階剪定街路樹の本数								○
				1,300本								
				当該年度の剪定街路樹本数								
21-2	桜景観創造プロジェクト(サクラリフレッシュ事業)	人の目に映る範囲の緑の質・量の向上を目指し、良好な緑環境の整備を図る緑化事業のうち、街路樹(サクラ)について更新を進める。	建設局	更新樹木数								○
				—								
				150本								

●施策番号22：街路樹の良好な生育の確保

街路樹の健全な生育や街路樹の根の浮き上がりによるバリアフリーへの影響を軽減するために、良好な生育基盤を確保する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体				
				中：H21現況				民	事	N	行	
				下：H27目標								
22-1	街路樹等の維持管理業務	街路樹の美しい樹形の確保、紅葉街路樹の実現を図るなど、良好な維持管理を継続していく。	建設局	街路樹の管理本数								○
				高木 約49,000本 低木 約86万本								
				より良好な育成管理の実施								



(7) 基本施策：その他公共公益施設の緑化の推進

●施策番号23：学校緑化の推進

市街地の中でも比較的広い面積を有し、地域のシンボルとなっている学校における緑化（グリーンベルト、緑のカーテン等）を推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
23-1	花と緑のグリーンベルト事業	地域社会の中でシンボリック施設として大きな空間を占める学校のブロック塀等を地域環境に調和した『緑の生け垣』に整備することで、ゆとりと潤いのある学習環境づくりを図るとともに、都市緑化の推進に寄与する。	教育委員会事務局	実施校数					
				58校	○	○		○	
				63校					
23-2	学校ビオトープ事業	自ら環境問題に気づき、よりよい環境づくりや環境保全に向けて行動できる子どもたちの育成を目指し、環境教育の一環として学校敷地内に自然生態系を復元・創造する学校ビオトープの取組を実施し、環境の大切さを実感できる場の創出を図る。	教育委員会事務局	実施校数					
				58校		○		○	
				—					
23-3	市立学校の校庭芝生化	校庭を芝生化にすることにより、児童・生徒が屋外で活発に活動できる環境を整え、学習活動に多様性と安定性をもたらすとともに、校庭からの砂塵飛散防止や地表面の温暖化防止を図る。	教育委員会事務局	実施校数					
				13校	○	○		○	
				19校					
23-4	緑のカーテン推進事業	校舎の壁面にネット等を張って、あさがお、ゴーヤ、ヘチマ等のつる性植物をプランターで育て、つるをはわせることにより、植物(緑)のカーテンを育成し、児童・生徒への環境教育としての教材として活用するとともに、保護者や地域住民への地球温暖化防止に向けての取組・啓発の一形態とする。	教育委員会事務局	実施校数					
				203校	○	○		○	
				246校					



●施策番号24：公共公益施設の緑化の義務化（柱となる施策）

公共公益施設は、多くの市民が利用する施設であることから、質、量ともに模範となるように、緑化基準等を策定し、民有地に率先した緑化を推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体				
				中：H21現況		民	事	N	行	
				下：H27目標						
24-1 39-1	上京区総合庁舎整備等事業	新上京区総合庁舎において、屋上緑化及び敷地内緑化を実施する。	文化市民局 上京区役所	—	—					○
24-2 39-2	左京区総合庁舎整備等事業	新左京区総合庁舎において、屋上緑化及び敷地内緑化を実施する。	文化市民局 左京区役所	緑化面積	—					○
				約560㎡						
24-3 31-1	市営住宅改善・整備事業	市営住宅の改善に当たり、団地内通路等に積極的に透水性舗装や保水性インターロッキングブロック等を使用する。また、大屋根に陸屋根を採用する場合、あるいは下屋部分で一定程度の広さの陸屋根を設ける場合においては、積極的に屋上緑化を採用し、環境に配慮した市営住宅整備を進めていく。	都市計画局	工事進捗状況	未施工					○
				完了						
24-4	水環境保全センターの屋上緑化	鳥羽水環境保全センター及び石田水環境保全センターで管理棟等の屋上に、ヒートアイランド現象の緩和を狙いとした屋上緑化を行っており、これらを適正に管理する。	上下水道局	管理状態	適正管理					○
				適正管理の継続						
24-5 39-5	新京都市動物園整備事業	新「京都市動物園整備構想」に基づき、順次リニューアルを行う。園内緑化及び一部屋上緑化を実施する。	文化市民局	—	—					○
				—						



(8) 基本施策：民有地緑化の推進

●施策番号25：緑化助成の推進（柱となる施策）

住宅や事業所等の民有地の緑化を推進していくために、緑化助成事業（屋上，壁面，駐車場等を対象）の充実を図る。特に緑の少ない中心市街地やらくなん進都では，積極的に推進する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標	行動主体			
				中：H21現況				
				下：H27目標	民	事	N	行
25-1	らくなん進都緑化助成事業	比較的規模の大きい民有地における緑化の促進，及びCO ₂ 削減効果や視覚的效果を目的に，らくなん進都内の企業を対象とした緑化助成事業を実施する。	都市計画局	緑化助成面積		○		○
				112m ²				
				1,000m ²				
25-2	京のまちなか緑化助成事業	個人や事業者が建築物の屋上・壁面や道路に面する敷地，駐車場において新たに樹木の植栽等の緑化を行う際の設置費用等を助成する。	建設局	緑化助成面積	○	○		○
				3,349m ²				
				6,000m ²				
25-3 35-2 43-9	まちなみ緑化モデル事業	緑被率が低い中心市街地等において，(財)京都市都市緑化協会が京都らしい鉢物等の資材を支給又は貸与して，街路に面する住宅の軒下等に並べて置いて管理していただくことにより，緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。	建設局	参加団体(地域)数	○	○		○
				—				
				5団体				



●施策番号26：市民・事業者との協働による民有地緑化の推進（柱となる施策）

特に中心市街地については、緑が少なく、かつ緑化余地も少ないため、法令に基づく緑化の義務化を市民・事業者に求める。また、税制面での優遇制度等の活用を図るなどの緑化誘導を行い、民有地緑化の一層の推進を図る。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
26-1	地球温暖化対策条例に基づく市街地緑化の推進	平成22年度に改正した京都市地球温暖化対策条例に基づき、市街地緑化の推進を市の重点施策に位置付け、一定規模以上の新築等の建築物について、建築物及び敷地の緑化を義務づける。	環境政策局	緑化計画書の提出件数の公表	○	○		○
				—				
				—				
26-2	戦略的企業誘致の推進	「新・京都市企業誘致推進指針」に基づき、企業誘致活動を推進し、産業基盤の強化等に取り組むとともに、「工場立地法」に基づき緑地の確保を図るなど、良好な環境の保持に取り組む。	産業観光局	特定工場敷地における緑地面積率		○		○
				10.1%				
				—				
26-3	緑化地域の指定	緑が不足している地域を緑化地域に指定し、当該地域に一定割合の緑化を義務づけることにより地域の緑化を推進していく。	建設局	適切な場所を指定	○	○		○
				—				
				指定				



(9) 基本施策：道路の緑のネットワーク

●施策番号27：道路の緑の充実・ネットワークの形成（柱となる施策）

中心市街地に連続した街路樹等の道路の緑を創出（「京都・緑の回廊」）する。また、既存の道路の街路樹等の緑を充実（「道路の森」づくり）することにより、CO₂の吸収源対策の推進や都市での豊かな生態系ネットワークの形成を目指す。さらに、「風の道」を創出することにより、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。なお、街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと、中央分離帯においても原則行っていく。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体				
				中：H21現況		民	事	N	行	
				下：H27目標						
27-1	道路の森づくり	低木のみとなっている中央分離帯への高木植栽を行う。	建設局	高木植栽本数						○
				堀川通 ケヤキ64本						
				可能な限りの高木を植栽						



(10) 基本施策：水辺の保全，創出，活用

●施策番号28：多自然川づくり

河川の治水対策と併せて，水辺に固有な自然環境や生態系に配慮した河川整備を行う。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標	行動主体				
				中：H21現況	民	事	N	行	
				下：H27目標					
28-1 29-1	都市基盤河川 改修事業	「中小河川に関する河道計画の技術基準」等に基づき，善峰川他5河川において都市基盤河川改修事業の促進を図る。	建設局	概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する浸水想定面積の減少率					○
				—					
				12.6%					

●施策番号29：親水性のある川づくり

水とふれあい，生き物と親しめる河川や池沼を整備する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標	行動主体				
				中：H21現況	民	事	N	行	
				下：H27目標					
29-1 28-1	都市基盤河川 改修事業	「中小河川に関する河道計画の技術基準」等に基づき，善峰川他5河川において都市基盤河川改修事業の促進を図る。	建設局	概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する浸水想定面積の減少率					○
				—					
				12.6%					



●施策番号30：水のネットワークの形成（柱となる施策）

小河川の水流の復活や保全等，まちづくりにも寄与する水のネットワークを創出する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体				
				中：H21現況		民	事	N	行	
				下：H27目標						
30-1	京の川の再生・ 保全	人・まち・文化を育んできた京の川の再生・保全を図り，市民にとって身近な水辺を創出する。また，歩くまち京都の取組やまちの活性化に寄与する水辺のネットワークを構築する。 平成23年度からは，高瀬川を対象とし，特に老朽化等による護岸の損傷や漏水が確認できる取水口～五条通において，第一期改修工事を実施する。	建設局	事業進捗状況						○
				—						
				事業継続						



(11) 基本施策：地表面被覆の改善

●施策番号31：市街地における雨水浸透の推進

市街化の進行によりコンクリートやアスファルトなどの水の不透透域が拡大し、地下水の涵養や都市防災に影響を及ぼしているため、緑化等による緑地等の確保や雨水浸透施設の設置等により、雨水浸透域の確保を図る。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				
				中:H21現況				
				下:H27目標				
				民	事	N	行	
31-1 24-3	市営住宅改善・ 整備事業	市営住宅の改善に当たり、団地内通路等に積極的に透水性舗装や保水性インターロッキングブロック等を使用する。また、大屋根に陸屋根を採用する場合、あるいは下屋部分で一定程度の広さの陸屋根を設ける場合においては、積極的に屋上緑化を採用し、環境に配慮した市営住宅整備を進めていく。	都市計画局	工事進捗状況				
				未施工				
				完了				
							○	



(12) 基本施策：地球環境に資する取組の推進

●施策番号32：森林バイオマスの活用の推進

間伐材や製材の生産過程で発生する端材等のエネルギー活用の研究開発と普及を推進する。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標		行動主体			
				中:H21現況		民	事	N	行
				下:H27目標					
32-1 33-1	バイオマス活用の推進	森林バイオマスの活用を含む市内の総合的なバイオマスの活用を定めた、平成22年3月策定の「京都市バイオマス活用推進計画」を推進する。	環境政策局	—	—	○	○	○	○
32-2 4-2	森の力活性・利用対策	地球温暖化防止森林吸収源として、間伐の遅れた森林を適正に整備し、発生する伐倒木等の未利用資源の有効活用を図る。	産業観光局	本事業による間伐実施面積(累計)	—	○	—	—	—
				539.2ha					
				—					

●施策番号33：緑のリサイクルの推進（柱となる施策）

公共公益施設の樹木の維持管理等で発生した剪定枝等の堆肥化・チップ化を推進し、それらを積極的に利用するなど、緑のリサイクルに努めるとともに、市民や事業者も参加できるリサイクルシステムの構築を行う。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標		行動主体			
				中:H21現況		民	事	N	行
				下:H27目標					
33-1 32-1	バイオマス活用の推進	森林バイオマスの活用を含む市内の総合的なバイオマスの活用を定めた、平成22年3月策定の「京都市バイオマス活用推進計画」を推進する。	環境政策局	—	—	○	○	○	○
33-2	街路樹・公園樹等の剪定枝の堆肥化等	街路樹・公園等の維持管理作業で発生する剪定枝を可能な限り堆肥化等を行い、再利用する。	建設局	委託契約書等への明記	—	○	—	○	—
				—					
				明記					



●施策番号34：地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用

CO₂の吸収源対策として、市民や事業者の協力による森林の保全や都市緑化のため、既存の基金制度等の活用を検討する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標		行動主体			
				中:H21現況		民	事	N	行
				下:H27目標					
34-1	京都市民環境ファンドの実施	市民や事業者をはじめ、様々な主体による「環境共生都市づくり」を実現するための事業を経済的に支えるために、「京都市民環境ファンド」を運営し、家庭ごみの有料指定袋制による収入、市民や事業者からの寄付金を組み入れ、各種事業に充当するほか、一部を複数年積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、活用していく。	環境政策局	—		○	○	○	○
				—					
				—					

●施策番号35：生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進

京都の文化・歴史を育んできた植生をはじめとする本市域での生物情報の収集・整理を行うとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組を進める。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標		行動主体			
				中:H21現況		民	事	N	行
				下:H27目標					
35-1	身近な自然度調査 ～みんなで探そう 京都のいきもの～	市内の公園や道路沿いの樹木、里山などで、ホタルや鳥などの身近な生き物の発見情報を市民から募り、その情報を整理・公開し、市民の自然環境に関する普及啓発を図る。	環境政策局	—		○		○	○
				—					
				—					
35-2 25-3 43-9	まちなみ緑化モデル事業	緑被率が低い中心市街地等において、(財)京都市都市緑化協会が京都らしい鉢物等の資材を支給又は貸与して、街路に面する住宅の軒下等に並べて置いて管理していただくことにより、緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。	建設局	参加団体(地域)数		○	○	○	○
				—					
				5団体					
35-3 52-7	いのちの森のモニタリング活動との連携及び支援	梅小路公園内の復元型ビオトープ「いのちの森」で継続的に行われている専門家・市民によるモニタリング活動との連携・支援を一層進め、子ども向け自然観察会の定例開催や「いのちの森」の案内ガイドの養成等により、都市と自然の関係を考えていただく機会を充実させる。	建設局	「いのちの森」及び周辺での子ども自然観察会の実施回数		○	○	○	○
				2回					
				15回					



(13) 基本施策：緑の文化の継承

●施策番号36：庭園文化の普及・継承（柱となる施策）

京都の多くの庭園を築いてきた造園技術や、華道・茶道における切花や路地における鉢物や盆栽などの園芸技術を普及・継承させていくために、イベント等による啓発活動を幅広く展開する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				
				中:H21現況				
				下:H27目標				
				民	事	N	行	
36-1	日本庭園の伝統的技術・技能研修会	京都の庭園の伝統的技術・技能を次代へ正しく継承していくため、庭園における実技を中心に、関連する建築、茶道、華道等の分野に関する講義も含めた研修会を実施する。	建設局	研修会参加者数/カリキュラム回数	○	○		
				8人/20回				
				10人/20回				
36-2 12-1	緑地・庭園等の保全に係る情報提供	市街地に存在する文化財以外の貴重な庭園等を維持・保全するため、京都市内の大学と連携して市内に存在する歴史的・文化的遺産の調査の結果をまとめて関係部局に提供する。	文化市民局	情報提供の有無				○
				—				
				情報の提供				

●施策番号37：国内外に向けた緑に関する情報発信，文化交流

京都の緑に関する技術や文化を広げていくために、国内外に向けた情報発信や文化交流を積極的に行っていく。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				
				中:H21現況				
				下:H27目標				
				民	事	N	行	
37-1	全国都市緑化フェアへの出展	都道府県や政令指定都市等で開催される全国規模の緑化イベントである全国都市緑化フェアに花壇を出展し、本市のPRを図る。	建設局	出展回数				○
				24回				
				30回				
37-2	庭園情報の発信	京都の緑の文化に関心を持っていただくため、市内の優れた庭園の情報を収集し、協会ホームページ、広報誌「京のみどり」等で情報発信するほか、庭園講座等を実施する。	建設局	ホームページ掲載件数	○	○		
				19件				
				50件				



●施策番号38：世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信

世界遺産をはじめとした観光名所には、京都を代表する緑が多くあり、国内外からの観光客に対してこれらに関する情報を積極的に発信することにより、緑に対する関心を高めてもらう。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
38-1	二条城お城まつりの一部事業	観光客や市民に世界遺産・二条城の魅力をもっと知っていただくとともに、来城者のより一層の増加を図るため、緑の育成に資する事業を含む「二条城お城まつり」を開催する。	文化市民局	—	—		○		○
38-2	緑の散策ツアー	専門家の解説を交えながら、庭園など京都の緑の文化や身近な優れた景観を歩いて訪れ、街のみどり、歩いて楽しいまちの大切さを感じていただく。	建設局	参加のべ人数	—	○	○		
				101人					
				150人					
38-3	北区北部山間いきいき大作戦「エコツーリズムキャンペーン」	山間部の自然に魅力を感じる環境保護意識の高い方に、緑豊かな自然(北山杉等)や文化財、歴史などの地域の魅力を来訪者自らが発見し、学ぶことができるような事業を四季折々に展開し、放送メディアやWEBサイト、印刷物による広報活動を積極的に行い、地域の魅力をPRするエコツーリズムキャンペーン事業を実施する。	北区役所	参加者数	—				○
				—					
				—					

●施策番号39：木造建築物の建設の推進（柱となる施策）

町家建築、社寺建築、庭園文化等の木の文化が息づくまちづくりを推進するため、木造の公共施設の整備、伝統的な知恵と意匠による木造建築物の建設の促進、木造建築の技能継承等への取組支援等を行う。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
39-1 24-1	上京区総合庁舎整備等事業	新上京区総合庁舎において、木材の積極的な活用を図る。	文化市民局 上京区役所	—	—				○
				—					
				—					
39-2 24-2	左京区総合庁舎整備等事業	新左京区総合庁舎において、区民利用の多いスペースを中心として、内装の一部に地元産木材を利用する。	文化市民局 左京区役所	木質化床面積	—				○
				—					
				約2,300㎡					



事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
39-3	CASBEE京都の策定	建築物の総合的な環境性能を評価する物差しとして開発された全国共通の基準であるCASBEEに、京都ならではの考え方を評価できる独自基準を組み込んだ制度を策定し、その普及・啓発を通じて、京都らしさを踏まえた低炭素化社会を実現する。	都市計画局	届出件数				
				年間約60件 (現行条例による参考値)				
				年間400件				
39-4	平成の京町家普及・促進事業	「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議が提案した、伝統的な京町家の知恵と現代的な技術を融合させた京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の普及を促進する。	都市計画局	「平成の京町家」の認定戸数 (累計)				○
				制度開始前				
				2,100戸				
39-5 24-5	新京都市動物園整備事業	新「京都市動物園整備構想」に基づき、順次リニューアルを行う。その中で木材の積極的な活用を図り、新「おとぎの国」、アフリカの草原エリアの通路に木道を設置する。なお、木道部分には京都地域産木材を使用する。	文化市民局	—				○
				—				
				—				
39-6	京都市公共建築物低炭素仕様に基づく森林バイオマス資源の活用及び木造化・木質化の率先推進	公共建築物におけるペレットボイラー等森林バイオマス資源の活用範囲及び木造化・木質化の適用範囲を明確化し、地域産木材の積極的な活用を図る。	都市計画局	—				○
				—				
				—				

●施策番号40：京野菜の振興

京野菜のブランド力を高める取組や地産地消の取組を促進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
40-1	京の旬野菜推奨事業	市内で生産される野菜について、品目ごとにそれぞれの旬の出荷時期を指定して、その時期に出荷される野菜を「京の旬野菜」として推奨する。	産業観光局	旬野菜生産認定農家数				○
				657戸				
				700戸				



(14) 基本施策：緑化推進啓発活動の展開

●施策番号41：緑地協定の締結の推進

地域の緑を住民の合意のもとに新たに整備したり，保全するため，都市緑地法等に基づく緑地協定の締結を推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
41-1	緑地協定の締結の推進	良好な街の環境を形成するため，市民や土地開発事業者などに対して，同制度の普及に関する取組を実施していく。	建設局	締結件数	0件	○	○		○
				締結を目指す					

●施策番号42：オープンガーデンの促進

市民の緑への関心を高めるため，住宅の庭や事業所の緑を市民に公開するなどのオープンガーデンの取組を促進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
42-1	「京の夏の旅」，「京の冬の旅」における庭園等の特別公開の実施	オフシーズンの夏季と冬季に市内の寺院・神社，邸宅などを特別公開し，京都の名庭を觀賞していただくことで，市民をはじめ，観光客に京都ならではの緑の魅力を体感していただく。	産業観光局	非公開文化財の特別公開参加人数	夏62,004人 冬303,554人	○	○		○
				—					



●施策番号43：花と緑豊かな空間づくり（柱となる施策）

公共公益施設等において、花木の植栽やコンテナ等を活用した花壇を整備したり、また、市民等による植樹を進めることにより、四季折々の草花を楽しめるみちづくりや花木による名所づくりを行って、まちなかに潤いを与えるとともに、花と緑の豊かな歩いて楽しいまちづくりを推進する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
43-1	御池通スポンサー花壇事業	市民等から協賛、花壇管理の協力を得て、四季折々の草花を植栽、育成し、四季の花ストリートを創出することにより、歩いて楽しい緑と花いっぱいのまちづくりを推進する。	建設局	花壇の基数	○	○		○
				30基				
				100基				
43-2	記念植樹奨励事業	結婚、誕生や設立記念等の慶事を迎えた市民・企業・団体に、費用の一部を負担していただき、「花の名所」づくりを目指して公園等において花木を植樹していただく。	建設局	植栽本数	○	○		○
				31本(H22)				
				120本				
43-3	上京区花いっぱい運動の推進	まちなかに花をいっぱい植え、潤いのある美しい生活環境を育てる「花いっぱい運動」の取組を通じて、身近な美化意識の醸成を図り、四季折々の草花が楽しめる魅力あるまちづくりを推進する。	上京区役所	参加学区数	○			○
				4学区				
				17学区				
43-4	山科区民花の回廊募金	山科区を区民みんなの手で、様々な花により自然豊かな潤いのあるまちにするため、「山科区民さくら募金」の取組を発展させ、記念日等をきっかけとした募金を呼びかけ、街路等への植栽を通じて「花の回廊」を形成する。	山科区役所	植栽本数	○			○
				植栽本数 69本 植栽苗数 744本				
				—				
43-5	祥豊小5年生による「花いっぱい運動」	JR西大路駅西側にある、YouYouパーク(ワコール社屋建設時の公開空地)において、近隣小学校の授業の一環で花壇に花を植える活動を年2回実施する。	南区役所	美化意識の向上	○			
				これまで20回実施				
				事業の継続				
43-6	「花の町」運動	南保健協議会連合会により、地域の環境美化を図り、美しいまちを実現するため、公共施設等区内各所に花を設置する。	南区役所	花の苗数	○			○
				448株				
				476株 (累計3,304株)				
43-7	蹴上浄水場におけるツツジ及びサツキの維持管理	浄水場の業務や水道水に対する理解を深めていただくため、蹴上浄水場敷地内に植えられた約4,600本のツツジと約2,100本のサツキの維持管理を行い、毎年4月下旬～5月上旬に一般公開を行う。	上下水道局	管理状態				○
				適正管理				
				適正管理の継続				



事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
43-8	鳥羽水環境保全センターにおけるせせらぎ及びグリーンアドベンチャーの維持管理	水環境保全センターの業務や下水道全般に対する理解を深めていただくため、鳥羽水環境保全センター敷地内の藤棚、せせらぎ広場及びグリーンアドベンチャー等の維持管理を行い、毎年4月下旬～5月上旬に一般公開を行う。	上下水道局	管理状態				
				適正管理				○
				適正管理の継続				
43-9 25-3 35-2	まちなみ緑化モデル事業	緑被率が低い中心市街地等において、(財)京都市都市緑化協会が京都らしい鉢物等の資材を支給又は貸与して、街路に面する住宅の軒下等に並べて置いて管理していただくことにより、緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。	建設局	参加団体(地域)数				
				—	○	○		○
				5団体				
43-10	花降る里けいほくプロジェクト	京北地域内外の多くの住民や団体・事業所等が参加して、京北地域を花で埋めつくし、住民相互のつながりを深めるとともに、花の京北というイメージを広く発信して地域外からの来訪者を増やし、地域の活性化や産業振興を図る。	右京区役所	—				
				—	○	○	○	
				—				
43-11	市民公募型緑化推進事業(仮称)	道路、河川、公園、駅前広場、学校、公共建築物等における緑化についての意見・要望を市民から公募し、緑化を行うことにより、良質な都市景観の形成、防災機能の向上、加えて、緑を核とした地域コミュニティの形成を目指す。	建設局	植栽本数				
				—	○	○	○	○
				500本相当の緑化				
43-12	東山区総合庁舎敷地内緑化の推進	平成13年、東山区総合庁舎の整備に伴い敷地内に緑地が整備され、27種類の草木が植えられている。今後、これらの緑を保全するとともに、季節に応じた様々な草花を植えることにより更なる緑化を推進し、潤いのある環境づくりを行い、来庁者の目を楽しませる。	東山区役所	植栽本数				
				植栽本数 285本 植栽株数 930株				○
				—				
43-13	花と緑の下京回廊づくり	地域で緑や花を育てている人、緑や花を育てられるノウハウや人脈を持った担い手の地域における主体的な緑化活動を促進する。 区民の活動と連携しながら、梅小路公園など新たな観光・交流拠点への来訪者を誘う花と緑の回廊づくりを進める。 学区や町内、通りごとの特色ある「花と緑」の彩りづくりを促進・支援するとともに、情報を発信し、来訪者の区内・市内への回遊を創出する。	下京区役所	—				
				—	○	○	○	○
				—				



事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
43-14	駐車場等の緑化推進	まちなかの駐車場, 駐輪場の緑化を推進していくため, 政令市等における先進事例や助成制度等の情報を収集し, 本市における駐車場等の緑化モデルを検討するとともに, 併せて駐車場等の緑化を推進するための基本的考え方や助成制度等を検討, 策定して, 普及啓発を行うことで, まちなかの緑を充実させる。	建設局	駐車場等の緑化件数	○	○		○
				—				
				10件				
43-15	中京区総合庁舎の緑化	平成17年度末に総合庁舎屋上に庭園, 周辺に花壇を設置した。屋上庭園及び区役所周辺の花壇に市民ボランティアと協働で四季折々の花を植え, 継続的に緑化推進を図る。ヒートアイランド現象の軽減につなげるため, 庁舎外壁面にゴーヤのグリーンカーテンを設置する。	中京区役所	維持管理の状況	○			○
				良好				
				良好な状態の継続				
43-16	醍醐支所敷地内緑化の推進	醍醐支所敷地内に季節に応じた草花を植え, 敷地内を色豊かにし, 来庁者の目を楽しませる。	伏見区役所(醍醐支所)	—				○
				—				
				—				

●施策番号44：区の花と木の選定

緑を通して, 地域に誇りと愛着を感じてもらえるよう, 区の歴史や地域性にちなむ「区の花と木」を選定する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
44-1	区の花と木の選定(基礎資料作成)	建設局との共管により各区で区の花と木を選定できるようにするため, その際の基礎資料として, 他都市(政令市)における区の花と木に係る情報や, 「区民誇りの木」に選定された樹木の現況等を取りまとめて, 各区に提供する。	建設局	基礎資料を提供した区数				○
				—				
				6区以上				



●施策番号45：情報媒体の活用等による緑化啓発

緑化を推進するために、パンフレット、ホームページ等の情報媒体の活用等により、市民への緑化啓発を図る。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体					
				中：H21現況				民	事	N	行		
				下：H27目標									
45-1	都市緑化推進に係るパンフレットの作成	本市と(財)京都市都市緑化協会が協力しながら、本市及び他都市における都市緑化に係るパンフレットを収集、整理し、大きな波及効果が期待できるパンフレット等を検討、作成して市民や事業者に配布する。	建設局	パンフレット作成数									
				—						○			○
				2種類以上(作成及び見直し)									

●施策番号46：緑化イベント・講習会の開催

(財)京都市都市緑化協会の活用により、子どもからお年寄りまで幅広く参加できる緑に関する研修会や市民講座を開設し、緑化意識の普及啓発を図る。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体					
				中：H21現況				民	事	N	行		
				下：H27目標									
46-1	緑化関連講習会等	緑化の普及啓発や京都の緑の文化の継承のため、園芸講習会、緑の学校(緑の大学)、日本庭園の伝統的技術・技能研修会等、各種の講習会、研修会を開催する。	建設局	のべ参加人数									
				2,350人	○	○							
				2,500人									
46-2	緑と暮ら ^{そうか} 草花セミナー	日常生活の中に緑を取り入れることで、緑や花に向き合う時間をつくり、環境について思いをめぐらす機会とする。	北区役所	参加者数									
				38名(H22)	○								○
				—									



●施策番号47：環境教育や自然体験学習の推進（柱となる施策）

次世代を担う子ども達の感性を豊かにするため、長期宿泊・自然体験推進事業等、自然の中での体験やふれあいを通じて、緑を愛し、大切にすることを育む、環境教育や自然体験学習の機会を設ける。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体				
				中:H21現況					
				下:H27目標	民	事	N	行	
47-1	「京都市環境教育スタンダード」の作成と活用	新しい学習指導要領の全面実施に合わせ、環境教育について、教科等を超えて横断的・総合的に、小中一貫した学習を進めることができるよう、本市が作成する各教科等の指導計画に関連付けた「京都市環境教育スタンダード」を作成し、各小・中・総合支援学校において活用する。	教育委員会事務局	京都市環境教育スタンダードの活用校数					○
				0校					
				全校					
47-2	環境教育研修講座の実施(中学校理科教員指導力向上講座と合同実施)	市立幼稚園・学校教職員を対象とした、環境教育に関する研修会を実施する。	教育委員会事務局	参加人数					○
				42人					
				80人					
47-3 18-3	自然遊びプログラムによる総合的な環境学習の推進	宝が池公園子どもの楽園プレイパーク等、子どもたちが自然とのふれあいを体感するとともに、3世代交流を通じて地域の自然環境及び歴史文化を学ぶ総合的な環境学習を推進する。	建設局	のべ参加人数					○
				900人	○	○	○	○	
				1,500人					
47-4	北区民環境セミナー	区民一人一人が環境問題に興味を持ち、取り組む契機になるよう、身近な環境をテーマにし、自然観察会、講座などを実施する。	北区役所	参加者数					○
				125名(H22)	○				
				—					
47-5	伏見学連続講座(仮称)	伏見区民や伏見区に通勤・通学している方々に、水と緑の豊かな伏見区の魅力を学び、愛着をもってもらう機会を提供していく。	伏見区役所	—					○
				—	○	○	○	○	
				—					



(15) 基本施策：顕彰制度の充実

●施策番号48：緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施

緑のまちづくりに貢献した個人や団体を表彰したり、緑に対する優れた考え方や作品に対し表彰を行う緑化に関するコンクールの開催など、顕彰制度の充実を図る。

事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標		行動主体			
				中：H21現況		民	事	N	行
				下：H27目標					
48-1	京都市都市緑化推進功労者表彰	住宅や事務所、公共公益施設等で緑化を推進するなど、緑のまちづくりに尽力され、その業績が特に顕著であると認められる民間の団体又は個人に対して表彰を実施する。	建設局	表彰件数		○	○	○	○
				32件					
				60件					



(16) 基本施策：推進体制の整備

●施策番号49：緑化・公園管理基金の拡充

緑化助成事業や各種緑化推進啓発活動を積極的に展開していくために、その財源となる緑化・公園管理基金の拡充を図る。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体			
				中：H21現況				民	事	N	行
				下：H27目標							
49-1	緑化・公園管理基金の充実	緑化助成事業や各種緑化推進啓発活動を積極的に展開していくために、その財源となる緑化・公園管理基金の拡充を図る。	建設局	基金残高の増 約167百万円 現状以上の拡充	○	○	○	○	○	○	

●施策番号50：公園緑地審議会（仮称）の設置・運営

公共公益施設の緑の整備から民有地の緑化推進に至るまで、公園緑地に係る取組を幅広く展開していくため、公園緑地審議会（仮称）を設置・運営する。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上：成果指標				行動主体			
				中：H21現況				民	事	N	行
				下：H27目標							
50-1	公園緑地審議会（仮称）の設置に関する検討	本市における公園緑地事業のあり方や進むべき方向及び本市の都市公園の整備及び管理運営、緑化推進に係る事業の推進に関する事項を総合的に協議する機関となる「公園緑地審議会（仮称）」の設置に関する検討を行う。	建設局	審議会の設置 — 審議会の設置・運営						○	



(17) 基本施策：人材の育成

●施策番号51：緑のボランティアリーダーの育成（柱となる施策）

市民参加による里地・里山の保全・再生や都市緑化を推進するため、(財)京都市都市緑化協会と京都市との連携により、中心的役割を担う緑のボランティアリーダーの育成に関する取組を行う。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
51-1	緑の学校の開催	植物の栽培, 花壇等潤いのある空間づくり等に関する講義, 及び, 植物管理, 繁殖等年間を通じた作業により, 緑のボランティアリーダーを育成する。	建設局	認定リーダー人数(累積)				○	○		○
				—							
				50人							

●施策番号52：ボランティアとの連携や活動に対する支援

都市緑化活動等を積極的に進めるボランティアと行政, また, ボランティア同士の連携を深めるとともに, 様々な支援制度の創設・充実を図る。また, (財)京都市都市緑化協会をボランティアの活動の拠点として活用していく。

事業番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標				行動主体			
				中:H21現況				民	事	N	行
				下:H27目標							
52-1	街路樹サポーター制度	同制度を活用して, 市民との共汗による街路樹の良好な維持管理を推進していく。	建設局	サポーター数				○			○
				37団体							
				50団体							
52-2	「みんなで花を咲かそう」ボランティア活動	区民ボランティアが上京区役所と共汗・協働し, 年間を通じて上京区役所庁舎玄関前に季節の草花をきれいに植え, 庁舎に彩りを添えることで, 通行人や来庁者にまちの美化向上のための模範となるような取組を進める。また, 区民を対象にした園芸や環境美化に関する講演会又は講習会を開催し, 緑を育み自然や環境について考えてもらう契機とし, 「まちの美化」, 「環境保全」などの環境意識の向上を図る。	上京区役所	—				○			○
				—							
				—							
52-3	中京区まちなかの緑化推進事業	区域の緑地が少ないという現状を解消し, ヒートアイランド現象の防止や緑地景観の向上を目指して, 「できることから, できる範囲で緑化」をスローガンに, 区民ボランティアと協働で, 屋上庭園や区役所周辺花壇の維持管理など, 様々な緑化事業を展開していく。	中京区役所	—				○			○
				—							
				—							



事業 番号	事業名	事業概要	事業所管	上:成果指標	行動主体			
				中:H21現況				
				下:H27目標	民	事	N	行
52-4	山科区フラワー ロード推進事業	区民や地域団体が主体となり、京都の東玄 関にふさわしい花と緑にあふれた潤いのある まちづくりを進めるとともに、区民の環境に対 する意識の高揚を図る。	山科区役所	植栽苗数	○			○
				8,509本				
				—				
52-5	緑のボランティ アセンターの発 足・運営	ボランティアベースの緑の活動団体の人材、 ニーズに関する情報交換を行うとともに、市 民、事業者、行政が協働するまちなか緑化等 の取組を推進する緑のボランティアセンター を発足、運営する。	建設局	登録団体数	○	○	○	○
				—				
				100団体				
52-6	公園愛護協力 会の拡充	公園の除草・清掃、公園愛護思想の普及、指 導、監視、軽易な日常管理など、公園の円滑 な運営に協力している公園愛護協力会の登 録数を拡充し、市民との連携を強化して安心 安全な公園の維持管理に努める。	建設局	団体数	○			○
				599団体				
				現状以上の登 録				
52-7 35-3	いのちの森の モニタリング活 動との連携及 び支援	梅小路公園内の復元型ビオトープ「いのちの 森」で継続的に行われている専門家・市民に よるモニタリング活動との連携・支援を一層進 め、子ども向け自然観察会の定例開催や「い のち森」の案内ガイドの養成等により、都市と 自然の関係を考えていただく機会を充実させ る。	建設局	「いのちの森」 及び周辺での 子ども自然観 察会の実施回 数	○	○	○	○
				2回				
				15回				



第4章 推進プランの進行管理

4-1 進行管理の内容

推進プランは、以下の4つの段階を繰り返しながら推進することで、定期的に事業の達成状況の確認と改善点の抽出を行い、「緑の基本計画」の着実な推進を図っていきます（“PDCAサイクル”による業務改善）。

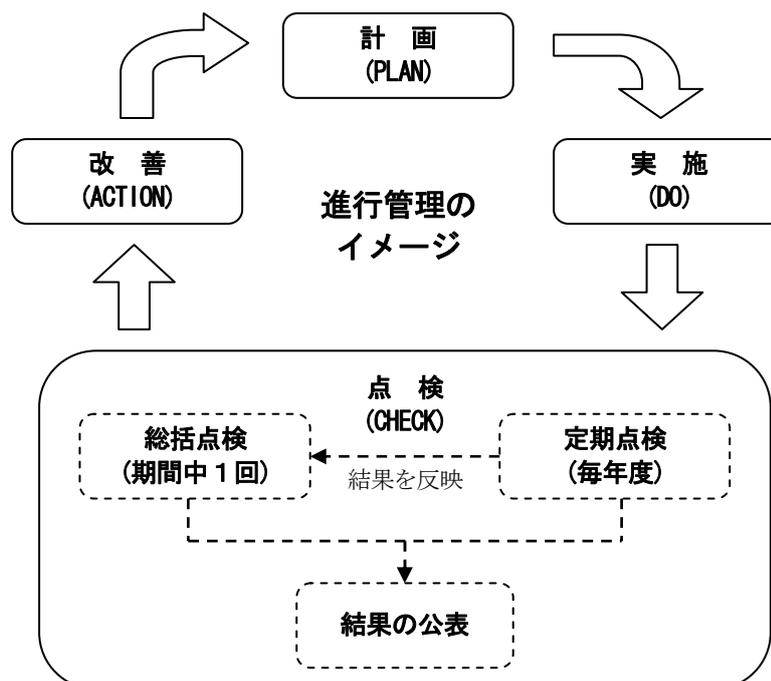
なお、4つの段階の内容は以下のとおりです。

※PDCAサイクルとは

業務の改善などにおいて広く活用されている手法。計画、実施、点検、改善の4つの段階を繰り返し実施することで、業務等を継続的に点検・改善し、実効性を高めていくもの。計画(PLAN)、実施(DO)、点検(CHECK)、改善(ACTION)の頭文字をとって、「PDCAサイクル」と呼ばれている。

○進行管理の段階と内容

段階	内容
①計画 (PLAN)	<ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」に基づき、推進プランを策定する。 定期点検の結果を踏まえ、事業を改善する。 総括点検の結果を踏まえ、次期推進プランを策定する。
②実施 (DO)	<ul style="list-style-type: none"> 推進プランに位置付けた事業を各行動主体（市民、事業者、NPO、行政）が推進する。
③点検 (CHECK)	<ul style="list-style-type: none"> 推進プランに位置付けた事業の達成状況を確認する。 確認は、以下の2つの視点で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○定期点検：毎年度、各事業の進捗状況を確認する。 ○総括点検：推進プランの期間満了時に成果を総括して課題や改善点を抽出する。（※計画期間満了の前年度から着手） 確認結果を、ホームページで公表する。
④改善 (ACTION)	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検の結果を踏まえ、次年度に改善すべき事項を抽出する。 総括点検の結果を踏まえ、次期推進プランに反映すべき事項をとりまとめる。





4-2 点検方法・点検内容

推進プランの進捗状況の“点検（CHECK）”は、成果指標と目標を用いて各事業の進捗状況や推進プランの達成状況等を確認します。

なお、「第2章 推進プランの目標」でも触れたとおり、推進プランを総括する“総括点検”と、毎年度の事業の達成状況を確認する“定期点検”では、点検の目的や点検内容が異なるため、推進プランは、成果指標と目標を以下のとおり整理して点検を実施します。

○点検の種類と内容

点検の種類	点検頻度	点検内容	点検に用いる指標
総括点検	5年に1回実施	推進プランの計画期間中の目標の達成状況を確認し、推進プランを総括する。	総合指標
定期点検	毎年度実施	各事業の進捗状況を確認する。	個別指標

4-3 進行管理のスケジュール

第1次推進プランの進行管理のスケジュールは、以下のとおりです。

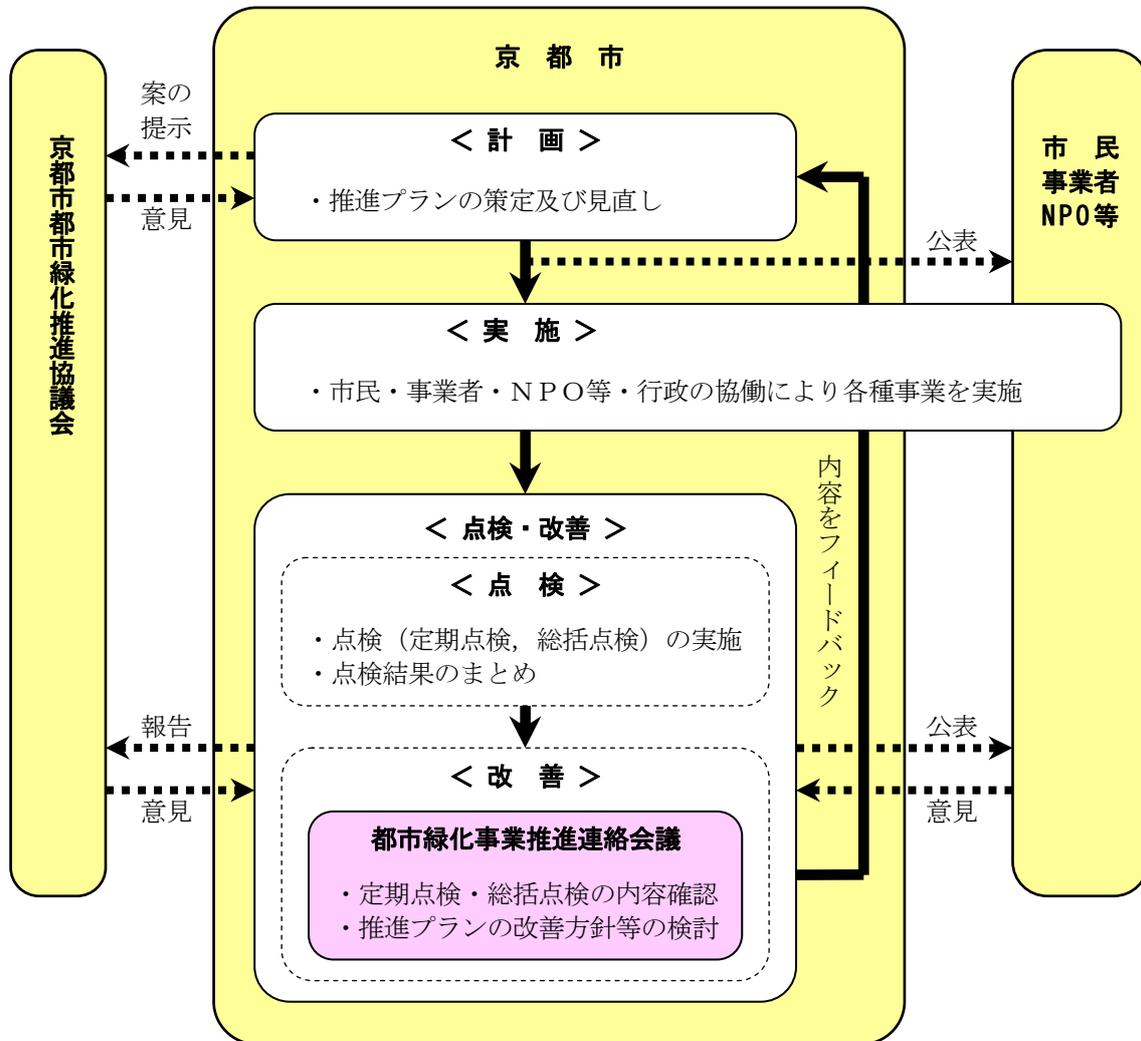
○推進プランの進行管理スケジュール

項目		H22 (検討年)	H23 (1年目)	H24 (2年目)	H25 (3年目)	H26 (4年目)	H27 (5年目)	H28 (6年目)	
第1次	計画 (PLAN)	■							
	実施 (DO)		■	■	■	■	■		
	点検 (CHECK)	定期点検		▲	▲	▲	▲	▲	
		総括点検					■	■	
	改善 (ACTION)		▲	▲	▲	▲	■		
2次	計画 (PLAN)						■		
	実施 (DO)							■	



4-4 推進体制

推進プランは、以下の体制により、各種事業の推進と進行管理を実施します。



○「都市緑化事業推進連絡会議」と「京都市都市緑化推進協議会」の概要

項目	都市緑化事業推進連絡会議	京都市都市緑化推進協議会
設置目的	「緑の基本計画」に関連する庁内関係課の情報共有を図る。	本市の緑化行政の円滑かつ総合的な推進を図るとともに、緑化の推進に関する事項について協議する。
構成	庁内関係課	学識経験者，市民，事業者
進行管理における役割	推進プランの課題や今後の事業の動向等の情報の共有化を図り、次期推進プランの改善方針等を総合的に検討する。	推進プラン策定，改訂等において助言をいただく。

資 料 編

(緑視率調査の概要)

～ 資料編目次 ～

1. 緑視率調査の目的と概要 52

- (1) 緑視率調査の目的 52
- (2) 緑視率の計測対象と計測方法 52

2. 緑視率の計測場所（視点場）の選定 53

- (1) 視点場の選定方針 53
- (2) 視点場の選定 54

3. 緑視率の計測結果 55

4. 緑の満足度に係るアンケート調査 56

- (1) 目的と概要 56
- (2) アンケート調査の結果 56

5. 緑視率の目標 58

- (1) 緑視率の維持・向上方針 58
- (2) 第1次推進プランにおける緑視率の目標 58



1. 緑視率調査の目的と概要

(1) 緑視率調査の目的

緑を評価する指標として、これまでは、緑被率や1人当たり公園面積といった指標が用いられてきましたが、これらの指標は、数値の向上を市民が直接実感しにくいという特性があります。

一方、街路樹や生け垣、建物の壁面の緑、借景となる山々の緑など、**人々がまちなかで目にする緑は、緑の存在を直接実感しやすい緑であり、これを充実させることは、人々の心にいるおいと安らぎを与え、緑に対する満足度を向上させることができます。**

そこで、推進プランでは、「**緑視率**」という新たな基準を指標（総合指標）の一つに採用し、市民の緑に対する満足度の向上を目指していくこととしました。

○緑視率の定義

人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率（※）では算定しにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山等の、立体的な緑を算定する指標。

（※緑被率：空から見た、区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標）

(2) 緑視率の計測対象と計測方法

緑視率は、人の視野に近い画像（写真）を撮影し、撮影した画像内の“緑”（計測対象とする緑）の面積の割合を計測する方法により算定します。計測対象は、「**山紫水明**」と称えられる優れた自然的景観を有する**本市の緑の特性を考慮し**、公園や街路樹などのまちなかの**身近な緑（近景・中景の緑）**、まちなかから離れた三山の緑（遠景の緑）、鴨川や桂川をはじめとする“**河川（水）**”とします。

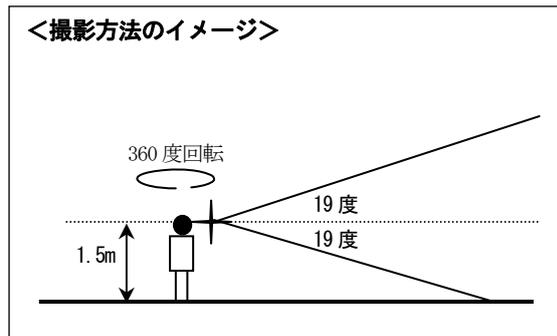
なお、具体的な計測対象と計測方法は以下のとおりです。

①計測対象とする緑の特性

計測対象	区分	特性
①樹木（幹、枝、葉）	身近な緑	・近景・中景を構成する緑 ・緑化で増やすことができる緑
②草、花、芝生 など		
③山の緑	三山の緑	・遠景を構成する緑及び水（山紫水明の要素） ・緑化で増やすことが困難な緑（守るべき緑）
④水（河川など）		

②計測時期、使用機材、撮影方法

- ・計測時期：緑が豊かな時期である夏季
- ・使用機材：デジタルカメラ
（35mmレンズのカメラ相当）
- ・撮影方法：カメラを地表面から1.5mの高さに設置し、水平に360度回転させて撮影する



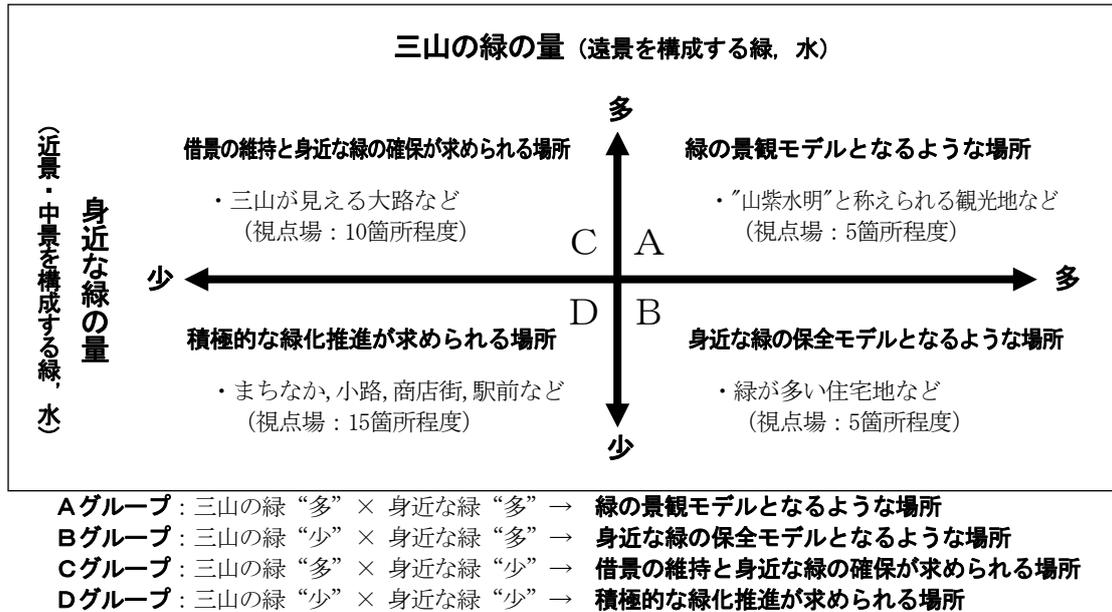


2. 緑視率の計測場所（視点場）の選定

(1) 視点場の選定方針

緑視率の計測場所（視点場）は、本市の緑の特性を考慮しながら選定する必要があります。
 そこで、視点場の選定は、本市の緑の特性を4つのグループに分類したうえで、以下に示す4つの方針に基づき選定しました。

○本市の緑の特性イメージ



○視点場の選定方針

①緑の基本計画を反映した場所

- ・緑の基本計画において、特に緑を確保する必要があると位置付けている場所
 (緑の配置方針図で緑の縁、緑の芯、緑の軸、緑の核に位置付けている場所)

②市民生活上重要な場所

- ・市民生活上、多くの人々に利用され、目に付きやすい場所
 (公共公益施設、主要駅、橋詰、公園など、多くの市民が利用する場所など)

③京都らしさを反映した場所

- ・京都を象徴するような場所(京都らしい場所、山紫水明の地)
- ・京都を訪れる人(観光客等)に広く周知されている場所
- ・京都の伝統文化と関連が深い場所

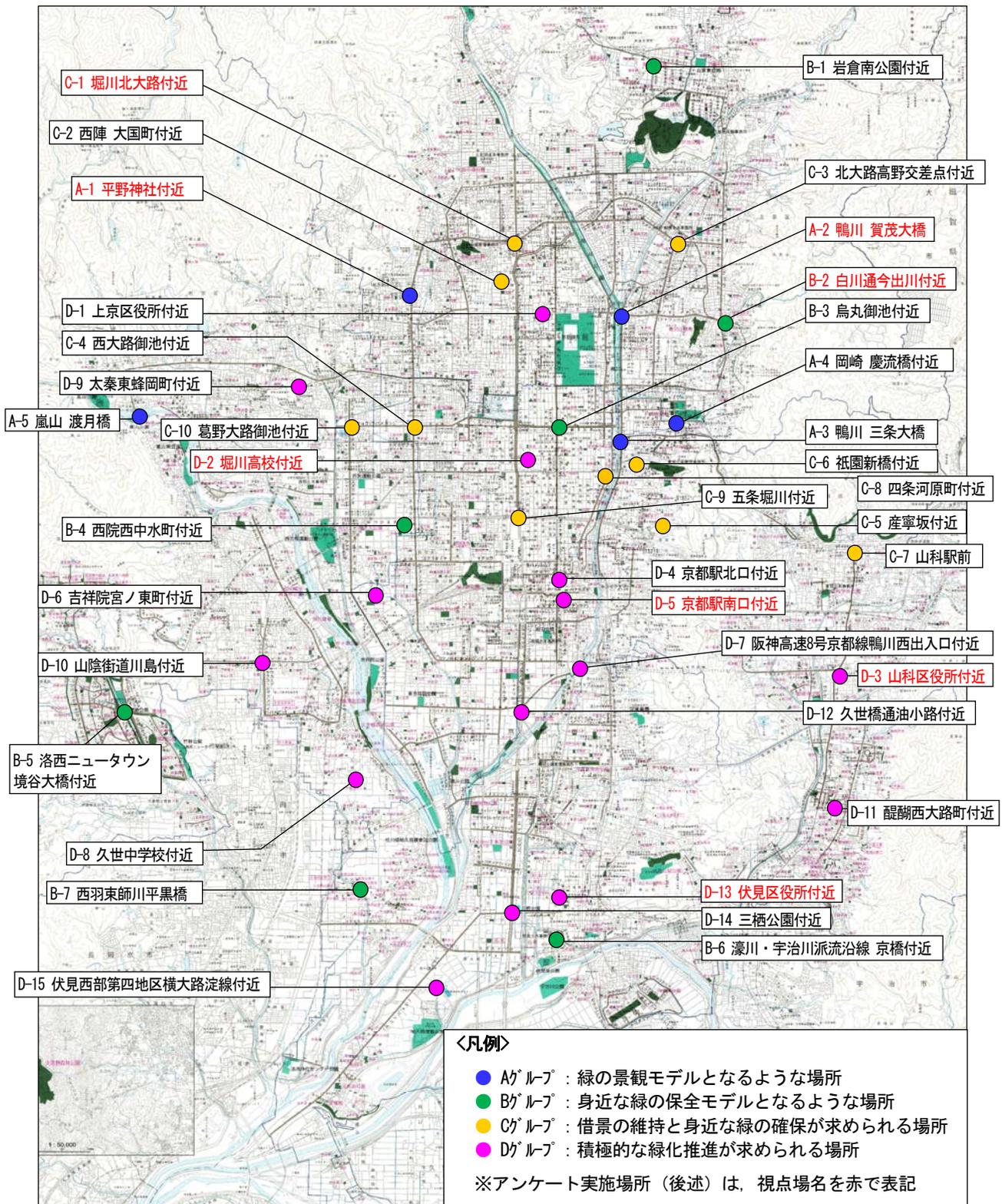
④今後の事業展開が想定される場所

- ・5,6年以内に緑化に係る事業の実施が想定される場所
- ・地区計画等で緑化を重視している場所



(2) 視点場の選定

視点場は、前述の選定方針に基づき、以下に示す37箇所を選定しました。



視点場位置図



3. 緑視率の計測結果

○緑視率計測結果（調査日：平成22年8月10日～20日）

区分	視点場名 (太字はアンケート実施箇所/次章参照)	緑視率(※)	緑視率内訳(※)	
			身近な緑	三山の緑
A-1	平野神社付近	18.0%	17.7%	0.3%
A-2	鴨川 賀茂大橋	27.2%	17.9%	9.2%
A-3	鴨川 三条大橋	15.1%	8.6%	6.5%
A-4	岡崎 慶流橋付近	39.8%	34.0%	5.8%
A-5	嵐山 渡月橋	42.8%	18.1%	24.7%
B-1	岩倉南公園付近	24.2%	23.1%	1.1%
B-2	白川通今出川付近	15.7%	15.5%	0.3%
B-3	烏丸御池付近	19.1%	19.1%	0.0%
B-4	西院西中水町付近	46.9%	46.9%	0.0%
B-5	洛西ニュータウン境谷大橋付近	38.5%	36.8%	1.7%
B-6	濠川・宇治川派流沿線 京橋付近	27.0%	24.8%	2.2%
B-7	西羽束師川平黒橋	17.1%	12.5%	4.6%
C-1	堀川北大路付近	15.5%	15.5%	0.0%
C-2	西陣 大国町付近	14.3%	14.3%	0.0%
C-3	北大路 高野交差点付近	12.8%	12.8%	0.1%
C-4	西大路御池付近	7.4%	7.3%	0.1%
C-5	産寧坂付近	5.9%	5.6%	0.3%
C-6	祇園新橋付近	35.0%	31.2%	3.8%
C-7	山科駅前	19.3%	18.8%	0.5%
C-8	四条河原町付近	13.8%	13.5%	0.3%
C-9	五条堀川付近	9.9%	9.9%	0.0%
C-10	葛野大路御池付近	8.7%	8.4%	0.2%
D-1	上京区役所付近	0.9%	0.8%	0.0%
D-2	堀川高校付近	4.1%	4.1%	0.0%
D-3	山科区役所付近	8.3%	7.5%	0.8%
D-4	京都駅北口付近	14.1%	14.1%	0.0%
D-5	京都駅南口付近	19.5%	19.5%	0.0%
D-6	吉祥院宮ノ東町付近	11.5%	11.5%	0.0%
D-7	阪神高速8号京都線鴨川西出入口付近	9.0%	8.7%	0.3%
D-8	久世中学校付近	14.8%	14.7%	0.1%
D-9	太秦東蜂岡町付近	8.1%	8.0%	0.1%
D-10	山陰街道川島付近	8.1%	7.6%	0.5%
D-11	醍醐西大路町付近	38.7%	37.9%	0.8%
D-12	久世橋通油小路付近	16.6%	16.6%	0.0%
D-13	伏見区役所付近	8.9%	8.9%	0.0%
D-14	三栖公園付近	8.2%	8.2%	0.0%
D-15	伏見西部第四地区横大路淀線付近	9.1%	8.7%	0.4%
	37箇所の平均値	17.7%	15.9%	1.8%

※緑視率は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、緑視率内訳の合計と緑視率が一致しないものがある。

※各視点場は、一定の想定（選定方針）に基づいて選定したものであるため、本調査では、グループ分類と計測結果が一致しない場合も、グループ分類の修正を行わずとりまとめた。

なお、視点場のグループ分類（A～D）と計測結果が一致しないものは、主として緑視率を一定のルールで計測したため生じたものと考えられる。



4. 緑の満足度に係るアンケート調査

(1) 目的と概要

緑の満足度に係るアンケート調査（以下、「アンケート調査」という）は、**緑視率と緑に対する満足度の相関関係**を把握するため実施したものです。

アンケート調査の実施に当たっては、**各視点場の緑視率と、緑視率に占める「三山の緑（遠景の緑＋水面）」の割合**を考慮しながら、8箇所の実施場所を選定し、選定した場所において、当該場所の緑の満足度などをお聞きしました。（計400票回収（50票(人)×8箇所））。

(2) アンケート調査の結果

アンケート調査を実施した結果、本市においては「**緑視率**」の高さと「**三山の緑**」の存在が**緑の満足度に影響**することが分かりました。

なお、今回のアンケート調査で明らかとなった事項は以下のとおりです。

○調査結果（次ページグラフ参照）

①緑視率の増加とともに、緑の満足度は高くなる傾向にある

緑視率が高くなると、人々の緑に対する満足度が高くなることが明らかとなった。

②本市では、緑視率約18%で満足を感じはじめる

全調査地点の傾向（グラフ緑線）として、緑視率約18%を超えると満足度3（やや満足）以上を示すとの結果を得た。

③「三山の緑」がある場所は、「三山の緑」がない場所に比べ、満足度が高くなる傾向にある

例えば、緑視率約18%で“「三山の緑」がある場合（グラフ青線）”と“「三山の緑」がない場合（グラフ赤線）”の満足度を比較すると“「三山の緑」がある場合”の方が大きな満足度を示すとの結果を得た。

④「三山の緑」がない場所では、緑視率約25%で満足を感じはじめる

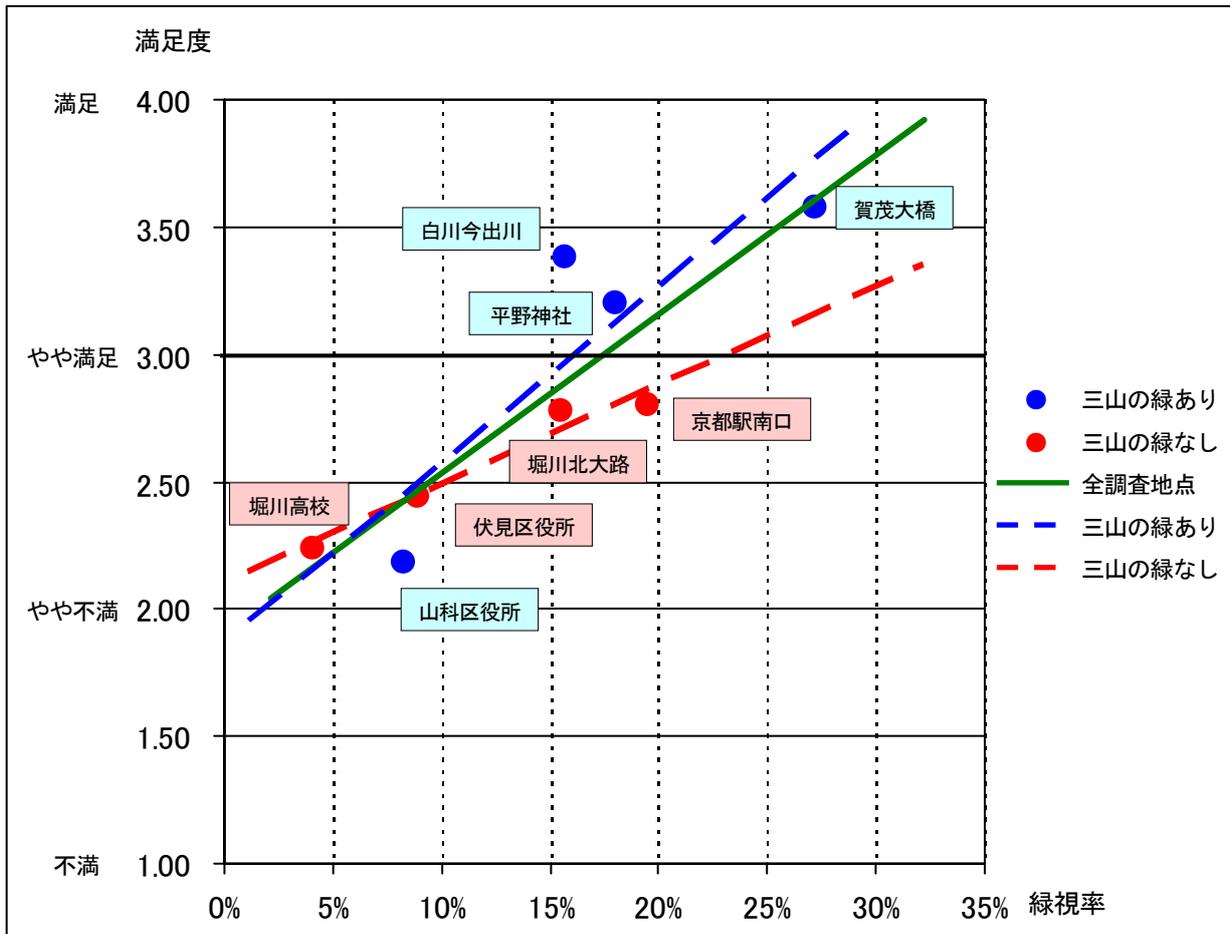
「三山の緑」がない場合（グラフ赤線）は、緑視率約25%で満足度3（やや満足）を示すとの結果を得た。これは、国土交通省資料（遠景の緑がない場所での測定）に記されている「緑視率がおおよそ25%以上で『緑が多い』と感じはじめる」という結果とほぼ一致するものと考えられる。

⑤「三山の緑」がある場所では、緑視率約15%で満足を感じはじめる

「三山の緑」がある場合（グラフ青線）は、緑視率約15%で満足度3（やや満足）を示すとの結果を得た。

⑥緑視率が10%に満たないと、「三山の緑」は、満足度に寄与しにくい傾向にある

緑視率が10%未満の場合、「三山の緑」の有無に関係なく不満と回答する傾向が高くなることが分かった。緑視率が10%に満たない場合は、緑の絶対量が不足しているため、「三山の緑」があっても満足度が低くなる傾向を示したものと考えられる。



緑視率と緑の満足度の相関

○アンケート調査の結果（緑視率と緑の満足度）（調査日：平成22年9月22日～10月1日）

区分	視点場名	緑視率		アンケート結果				満足度 (点数)	票数	備考 (三山の緑 の有無)
		計 (※)	うち三 山の緑	不満 (1点)	やや不満 (2点)	やや満足 (3点)	満足 (4点)			
A-2	鴨川 賀茂大橋	27.2%	9.2%	0	3	15	32	3.58	50	あり
A-1	平野神社付近	18.0%	0.3%	1	4	29	16	3.20	50	あり
D-5	京都駅南口付近	19.5%	0.0%	1	15	27	7	2.80	50	なし
B-2	白川通今出川付近	15.7%	0.3%	1	5	18	26	3.38	50	あり
C-1	堀川北大路付近	15.5%	0.0%	1	20	18	11	2.78	50	なし
D-3	山科区役所付近	8.3%	0.8%	13	18	16	3	2.18	50	あり
D-13	伏見区役所付近	8.9%	0.0%	6	22	16	6	2.44	50	なし
D-2	堀川高校付近	4.1%	0.0%	11	20	15	4	2.24	50	なし
平均 (※)		14.6%	1.3%	34	107	154	105	2.83	400	

※緑視率は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、緑視率計の数値を用いて算出した平均値と、平均として表記した数値は一致しない。



5. 緑視率の目標

(1) 緑視率の維持・向上方針

アンケート結果を踏まえ、本市の緑視率を維持・向上していくための基本方針を以下のとおり設定します。

○緑視率の維持・向上方針

緑視率	「三山の緑」(遠景, 水面)	
	あり	なし
25%以上	緑の保全に努め、緑視率を維持する。	
15%以上～25%未満	緑の保全に努め、緑視率を維持する。	緑視率の向上を目指し、時間をかけて緑化を推進していく。
10%以上～15%未満	緑視率の向上を目指し、時間をかけて緑化を推進していく。	
10%未満	積極的に緑化を推進していく。	

(2) 第1次推進プランにおける緑視率の目標

第1次推進プランにおける緑視率の目標は、緑に対する不満を解消することを重視し、「緑視率の維持・向上方針」に基づき、以下のとおり設定します。

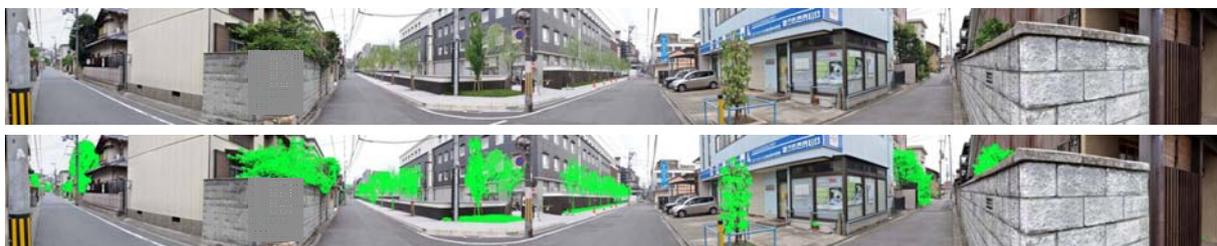
～ 第1次推進プランにおける緑視率の目標(平成27年度) ～

『市内の緑視率10%以上の確保を目指す』
(緑視率10%未満の場所の積極的な緑化推進)

(緑視率10%未満の視点場の箇所数: 13箇所(H22) ⇒ 0箇所(H27))

(参考) 緑視率向上のための緑化推進展開イメージ

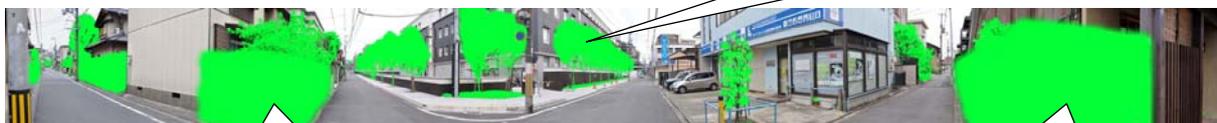
現況写真(D-13 伏見区役所付近/緑視率: 8.9%) ※下段は計測対象となる緑を着色した写真



緑化推進の展開イメージ(緑視率: 28.3%)

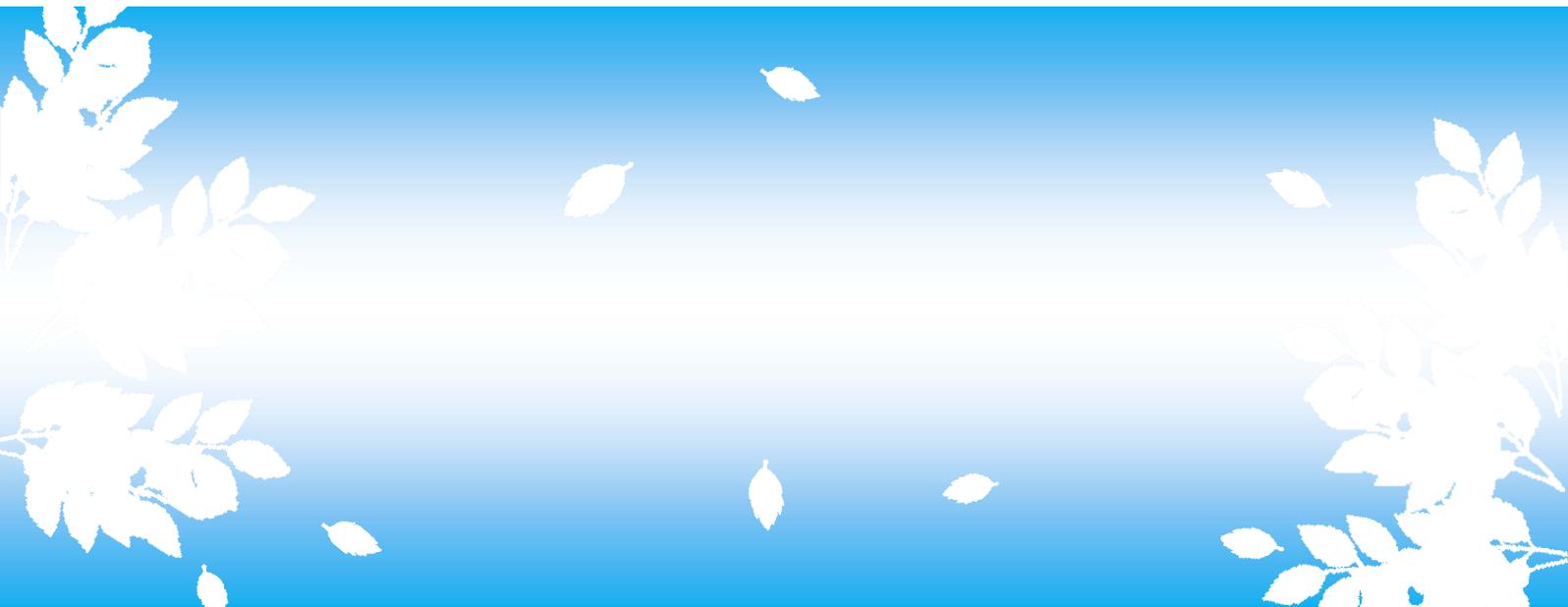
既存樹木を大きく育てたり、建物の外周部の緑化を推進することで緑視率を大きく向上させることができます。

既存の樹木を大きく育てる



ブロック塀を生垣に

ブロック塀を生垣に



岡崎疏水と東山

第1次 京のみどり推進プラン（本編）

平成23年5月発行 京都市印刷物第233049号

発行：京都市建設局水と緑環境部緑政課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話：075-222-3589

